

平成21年9月15日から
平成21年9月16日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成21年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号(9月15日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
総務委員会所管事務調査報告	7
一般質問	8
伊藤淳一君	9
深見迪君	15
黒沼俊幸君	28
平川昌昭君	30
議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	34
議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	34
議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	34
議案第47号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	36
議案第48号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	37
議案第49号 車両の取得について	40
議案第50号 車両の取得について	43
議案第51号 工事請負契約の締結について	44
議案第52号 工事請負契約の締結について	45
議案第53号 工事請負契約の締結について	47
議案第54号 工事請負契約の締結について	48
議案第55号 工事請負契約の締結について	49
議案第56号 工事請負契約の締結について	50
議案第57号 標茶町母子保健向上のため施設分娩を奨励する条例の一部を改正する 条例の制定について	52
会議録署名議員の追加	54
議案第58号 平成21年度標茶町一般会計補正予算	55
議案第59号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	55
議案第60号 平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算	55
議案第61号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	55
延会の宣告	59

第 2 号 (9月16日)

開議の宣告	64
議案第58号 平成21年度標茶町一般会計補正予算	64
議案第59号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	64
議案第60号 平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算	64
議案第61号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	64
(議案第58号・議案第59号・議案第60号・議案第61号審査特別委員会報告)	64
議案第62号 車両の取得について	64
議案第63号 車両の取得について	66
認定第1号 平成20年度標茶町一般会計決算認定について	67
認定第2号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	67
認定第3号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	67
認定第4号 平成20年度標茶町老人保健特別会計決算認定について	67
認定第5号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について	67
認定第6号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	67
認定第7号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	67
認定第8号 平成20年度標茶町病院事業会計決算認定について	67
認定第9号 平成20年度標茶町上水道事業会計決算認定について	67
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	68
議案第64号 監査委員の選任について	68
議案第65号 教育委員会委員の任命について	69
閉会中継続審査の申出について(総務委員会)	70
閉会中継続調査の申出について(総務委員会)	71
閉会中継続調査の申出について(厚生文教委員会)	71
閉会中継続調査の申出について(産業建設委員会)	71
閉会中継続調査の申出について(議会運営委員会)	71
議員派遣について	71
閉議の宣告	71
閉会の宣告	71

平成21年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年 9月15日（火曜日） 午前10時09分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務委員会所管事務調査報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
議案第46号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 7 議案第47号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 8 議案第48号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 9 議案第49号 車両の取得について
- 第10 議案第50号 車両の取得について
- 第11 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第55号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第57号 標茶町母子保健向上のため施設分娩を奨励する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 第18 議案第58号 平成21年度標茶町一般会計補正予算
議案第59号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第60号 平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算
議案第61号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席議員（16名）

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1番 田 中 進 君 | 2番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 3番 越 善 徹 君 | 4番 伊 藤 淳 一 君 |
| 5番 菊 地 誠 道 君 | 6番 後 藤 勲 君 |
| 7番 林 博 君 | 8番 小野寺 典 男 君 |
| 9番 末 柄 薫 君 (午後2時42分早退) | 10番 舘 田 賢 治 君 |

11番 深見 迪 君
13番 川村 多美男 君
15番 平川 昌昭 君

12番 田中 敏文 君
14番 小林 浩 君
16番 鈴木 裕美 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	及川 直彦 君
総務課長	玉手 美男 君
企画財政課長	森山 豊 君
税務課長	高橋 則義 君
管理課長	今 敏明 君
住民課長	妹尾 昌之 君
農林課長	牛崎 康人 君
建設課長	井上 栄 君
水道課長	妹尾 茂樹 君
育成牧場長	表 武之 君
病院事務長	蛭田 和雄 君
やすらぎ園長	山澤 正宏 君
教 育 長	吉原 平 君
教育管理課長	島田 哲男 君
指導室長	川嶋 和久 君
社会教育課長	中居 茂 君
農委事務局長	牛崎 康人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤 吉彦 君
議事係長	服部 重典 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成21年標茶町議会第3回定例会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時09分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
9番・末柄君、 10番・館田君、 11番・深見君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月16日までの2日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、9月16日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の三点について補足をいたします。

一点目はスポーツ等合宿の誘致結果についてであります。

本年度の合宿誘致の結果についてご報告を申し上げます。

本町の合宿誘致につきましては、地域経済の活性化、人的、技術的交流による有効な情

報収集と良質な情報発信を目的に例年行われ、夏の風物詩ともいふべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致委員をはじめ関係者の方々の努力によりまして、天満屋、アコム等の実業団陸上チーム、日体大スケート部、釧路スケート連盟強化部、釧路地方陸上競技協会などの常連団体に加え、駒澤大学歴史学科の発掘合宿があり、団体数は8団体、人員につきましては昨年を大きく上回る2,505人の来町となり、これまで受けておりました優良なスポーツ合宿の地としての評価に加え、様々なジャンルにおける合宿地としての可能性が広がったものと考えます。

スポーツ団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積むなか、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行うなど、所期の目的を達成しておりますし、駒澤大学における発掘の成果は、本町の歴史研究に大いに役立つものであり、今後の展開に期待を寄せるものであります。

本町の合宿地としての魅力は確実に定着し、かつ、広がりを見せておりますことから、今後につきましても、誘致委員の活動をはじめ、積極的な誘致を行い、質、量ともに充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目は、職員の在職状況についてであります。

職員の在職状況についてご報告を申し上げます。20年度中における途中退職者につきましては、事務職1名、調理員1名の計2名ですが、途中退職者の補充は欠員となっておりました図書館司書1名のほかは、一部臨時職員による補充にとどめ、又、定年退職者につきましては、事務職3名、土木技術職1名、オペレータ1名の計5名ですが、正職員については、本年4月1日をもって事務職2名、建築技術職1名の採用を行った結果、退職者7名、補充等が4名で差し引き3名の削減となり、職員総数は263名となりました。

過去5年間における職員削減数は、32名となっております。なお、本年4月1日付で行政改革方針に従い機構改革を実施致しまして、商工観光課を企画財政課に統合して組織の見直しを図っておりますし、年度途中において看護師及び看護補助員がそれぞれ1名づつ退職したほか、死亡退職者1名がいることから、現時点での職員数は、260名となっておりますことをご報告いたします。組織人員の見直しにつきましては、今後とも住民サービスの低下を招かぬよう充分意を配しながら引き続き努力をしてまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

三点目は、町有車両による作業事故についてであります。

町有車両による維持作業中の電話線切断事故について報告させていただきます。

去る9月9日午後4時5分頃、大型ダンプにより町道厚生2線の砂利補充作業中、末端1戸の住宅へ町道を横断して引き込まれている電話線を砂利下ろしのため荷台を上げた際、切断させたものでございます。

N T Tと連絡をとり、不通になった住宅にも説明し、復旧作業につきましては、同日

午後6時15分に完了いたしました。

安全作業の励行につきましては、今後もより一層努力をしましる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、示談協議中ではありますが復旧費につきましては、議長への報告の範囲での額となると思われまます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成21年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下五点につきまして補足し、ご報告いたします。

はじめに、平成22年度から使用する中学校の教科用図書の採択結果についてであります。

中学校の生徒が使用する教科用図書の採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本年8月6日に管内5町1村の教育委員会で構成する第13教科用図書採択地区教育委員会協議会を開催し、採択したところであります。

平成17年の採択以降、新たな文部科学大臣の検定を経た教科用図書は、「社会の歴史的分野」の一社のみであります。

今回の教科用図書採択にあたって、社会の歴史的分野以外の種目については、前回、平成17年の調査研究報告の内容及び採択理由を参考として審議し、その結果、前回の採択時に学習指導要領の目標や内容、地域の実態を踏まえた十分な審議がなされていること、又、教育課程の継続性から、平成18年度から使用している教科用図書を引き続き採択することで、決定したところであります。また、「社会の歴史的分野」の教科用図書の採択については、選定委員会による調査研究報告内容をもとに、審議した結果、教育出版「中学社会 歴史 未来をみつめて」を採択することで決定したところであります。

よって、採択された中学校教科用図書は、前回の平成17年と同じ図書に決定されたものであります。

二点目は、「全国学力・学習状況調査」の結果状況についてであります。第三回目となった平成21年度の全国学力・学習状況調査の結果について、文部科学省による発表では、国語、算数・数学について、平均正答率はやや上がったものの、小中学校ともに知識を活用する力に、引き続き課題が見られたとしております。

標茶町の状況について申し上げます。

まずはじめに、全体的な学力学習状況の傾向としては、全国・全道と同様に平均正答率が高くなり、20年度の調査と比較し、概ね満足できる状況にあります。しかし、全国・全道において課題とされている知識・技能を活用する力については引き続き課題が見られました。

小学校においては、国語、算数とも全国・全道平均正答率よりやや低いものの、算数においては、ほぼ全道平均と同様であり、概ね満足できる状況にあります。課題である、知識を活用する問題においても、全道との差が縮まっています。

中学校においては、国語、数学共に全道の平均正答率よりやや低いものの、国語における知識の平均正答率はほぼ全道と同様であり、概ね満足できる状況にあります。知識を活用する問題においては、国語・数学共に20年度より高くなっています

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる質問紙の調査の結果について申し上げます。

全体的な傾向としては、「学習に関する関心・意欲・態度」等については、小学校においては国語、中学校においては数学が好きな児童生徒が増えました。「普段の家庭における学習時間」や「読書の時間」は、全国・全道と比較しやや少ないものの、読書が好きな児童生徒の割合は増加傾向にあります。

基本的な生活習慣に関する項目としては、朝食をとる児童生徒の割合や家の手伝いをする児童生徒の割合が高いのに比べ、家族で朝食をとる割合が低い傾向にあることは、20年度と同様の結果となっています。

以上、町内の状況について報告いたしました。今回の調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを再認識するとともに、本調査の結果に一喜一憂することなく、児童生徒の学力向上に向けて引き続き取り組んで参ります。

また、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて、北海道教育委員会が作成する「学校改善支援プラン」を受けて、町としての支援プランを作成するなど各学校における意欲的な改善の取り組みの支援に努めてまいります。

三点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

小学生において、7月25日、26日に函館市で開催されました「北海道小学生陸上競技大会」に地区大会を通過した10名の選手が出場し、標茶小学校5年中村早緒理さんがソフトボール投げで第3位、同じく6年中川琳花さんが800メートルで第7位と、何れも自己新記録で入賞を果たしました。他の選手も自己新記録を出し、健闘はいたしましたが、入賞まであと一步のところでありました。

また、8月1日、2日に東京都で開催された「空手道糸東会全国選手権大会」に、標茶小学校三年石黒翔琉くんが出場し、ベスト8入りを果たしたところでもあります。

一方、中学生においては、7月28日から30日に帯広市で開催された「北海道中学校陸上競技大会」で標茶中学校2年武山桃子さんが女子走り高跳びで第6位、同じく2年若木拓人くんが男子400メートルで第8位入賞を果たしました。

7月31日から8月2日には、余市町で開催された「北海道中学校卓球大会」で、標茶中学校が男子団体でベスト8入りを果たしました。

また、8月1日、2日に鹿部町で開催された「北海道中学校柔道大会」では、標茶中学校1年田中風花さんが女子48kg級でベスト8入りを果たしました。

今年の中体連全道大会に出場した陸上、柔道、卓球種目に出場したほかの選手は、健闘するも入賞までの成績にあと一步のところでありました。

児童・生徒の更なる活躍を期待するものであります。

四点目は、「第20回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、団体の協力を得て7月26日（日曜日）駒ヶ丘公園において開催されました。

当日は雨天続きの中を縫うように天候にも恵まれ、子どもからお年寄りまで世代を超える多くの町民の参加をいただきました。恒例のミニSLの運行やペットボトルロケット飛ばしなどのほか、各ブースとも盛況で色々と工夫された遊びが提供され、思い思いの遊びを体験しながら、売店の食べ物や流しソーメンを堪能するなど、将来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることが出来た一日となりました。

五点目は、埋蔵文化財の発掘であります。

これは、昨年駒澤大学と当教育委員会が共同学術調査として行った塘路に所在する二股遺跡の継続調査であります。

二股遺跡は、擦文時代の竪穴式住居跡と考えられ、11メートル四方というこれだけ大規模な遺跡は、あまり発掘例がないと言われております。今年発掘は8月1日に始まり8月29日の土の埋め戻しまで約一カ月に亘り行われました。二年間の調査で、竈が二カ所確認されたほか、多くの土器・石器が出土しておりますが、中でも高杯と呼ばれる土器や深鉢5、6個が完全復元可能と思われる形で出土しており、考古学を学ぶ学生の学術調査としては成果のあがった発掘だったようです。

なお、昨年度の出土遺物については駒澤大学で整理され、第一次調査報告として今月発行された「標茶町郷土館報告第21号」に掲載されたところであります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

◎総務委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4。総務委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長・田中敏文君。

○総務委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 総務委員会の所管事務調査報告書。

調査日時、平成21年8月11日。

調査場所、標茶町役場議員室。

調査事件につきましては、国民健康保険税についてであります。

出席者については印刷配布のとおりであります。

調査経過については、8月11日平成21年度標茶町国民健康保険税に係わる調査を行った。調査では、参考資料に基づき本町の状況説明を受け、各委員から質疑を行った後、本調査に関する意見交換を行い総務委員会としての所見を行った。

主な説明内容は印刷配布のとおりでございます。

また、主な質疑内容も印刷配布のとおりでございます。

調査の結果及び委員会の所見

①標茶町の医療費は、全道的に見て中位に位置しそれほど高くはないが、後期高齢者支援金分と介護納付金分が国保税に入るので、その分国保税が上がる仕組みになっているのが実情である。

②保険税の結果だけではなく、算定基準や、政策的予算の実態を明らかにし、なぜこのような国保税額になるのかということ町民にわかるようにすべきである。

③国保税がこれ以上高くなると町民にとって大変きびしい。負担を緩和するために広域化を考えてはどうかという意見も出た。広域化については町村会でも話が出ているが、税額の面ではメリットがあると思われるが、健康づくり、意識づくりの面では町村単位のほうが良いとの考えが一般的であるなど今後の課題とした。

④今年度の国保税額については据え置きであったが、その理由は昨年の経済状況や加入者の所得状況を見ての政策的判断であった。その時々経済状況、町民の状況を見ての政策的判断は重要である。

以上、総務委員会の国民健康保険税について、所管事務調査を終了の報告といたします。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君）（発言席） 通告文につきましては、よい答弁があるということを楽しみにして、私が今まで書いた通告文の中では、一番長くなったというふうに思います。

早速質問に入らせていただきます。

住宅用太陽光発電システム導入に対する補助制度の設立の考えと公共施設の太陽光発電の設置の考え方について伺います。

地球温暖化防止の観点から太陽光発電の普及促進が図られています。2005年まで国の補助制度がありましたが、2008年までの2年半は財源不足で中止されました。しかし「低炭素社会づくり行動計画」により、再び補助制度が復活しました。これは国の追加経済対策や温暖化対策を景気浮揚に結びつける日本版グリーン・ニューディール構想だというふうに思っております。

この間町民の方から、標茶には補助制度がないのだろうかと聞かれました。そういうこともありまして、今回私の質問ということになったのでありますが、私はその方に標茶には補助制度がまだないこと、また私のつたない考えの一旦、受け売りでございますが、新刊書は一年たってから読めというようなこともありますので、その間、技術革新があったり制度充実があるということも考えられ、あわてて設置して後悔することもあるのでないかというふうにお話したところです。

その後2009年1月に、国の補助制度が復活したことにより、幾つかの自治体は独自の支援措置として、補助制度を設けた所があります。

また国は、10年後の2020年までに太陽光発電を今の20倍に増やすとして、太陽光発電の余剰電力の買い取り価格を現行の24円を二倍の48円に引き上げるということです。

そこで、補助制度を設けている遠軽町の例を取りながら、質問したいというふうに思います。

遠軽町では、太陽光発電システムを町内事業者から購入して設置した場合、いわゆる太陽光発電システムそのものということですね。モニターとなってもらおうと。町にデータを提供していただく費用として、町は設置者に30万円のモニター料を支払う。

また、町内業者により住宅を新築し、太陽光発電システムを設置した場合、いわゆる住宅新築と太陽光発電システム両方設置した場合、70万円を補助しモニター料と合わせて、最大100万円を補助するというものです。

国の補助対象は1キロワットあたり73万円以下、一般住宅では3ないし4キロワット、いわゆる効率の面から3ないし4キロワットということで。それから考えますと設置費292万円となります。国の補助金は1キロワットあたり7万円ですので国の補助額28万円と町の補助金最大100万円を合わせますと設置費用の約半分近くとなります。これは今言ったように遠軽町の場合の試算であります。現行の国の「住宅用太陽光発電導入支援対策

費補助金」は2010年1月29日までとなっていますが、環境問題対策それから標茶町の経済効果対策という両面から、次の二点についてお伺いいたします。

一点目として、地球温暖化対策や環境問題に取り組む自治体として、太陽光発電システム導入促進、合わせて町内における住宅新築建設がハウスメーカーや町外業者の進出に苦慮していることから、町内業者の経済効果の点からも、町独自の補助制度を設けてはどうかと考えますが、そのことについてお伺いいたします。

二点目として、自治体が太陽光発電設備を導入した場合、費用の半額を補助するという制度がありますが、町有施設における設備導入の考え方、たとえば改築する標茶小学校などがありますが、いわゆる町有施設としての設置の考え方と、今回あります小学校、二つという部分で合わせて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番・伊藤議員の住宅用太陽光発電システム導入に対する補助制度の創設と公共施設の太陽光発電の設置の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、京都議定書目標達成計画等で示されている太陽光発電の導入目標を達成するため及びその後の太陽光発電の大量導入を可能とするため、国は「平成21年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」を創設したところであります。

はじめに、環境問題に取り組む自治体として、また、町内業者の経済効果の観点から町独自の補助制度を設けてはどうかのお尋ねであります。まず、環境問題につきましては町として「地球温暖化防止実行計画進行管理」を行っており、平成20年度につきましては京都議定書を上回る削減を行いましたことはご案内のとおりであります。

お尋ねにあります地球温暖化対策としての太陽光発電システム導入促進につきましては、基本的には国の重要な施策であり、国が方向性、計画等を明示し総体的に行うべきものと考えております。

また、環境問題に対しては積極的に取り組むべきものと考えますが、取り組む内容につきましては、それぞれの任務を的確に行うことが継続性を持った対策につながるものと判断をしております。

お尋ねの町内業者の経済効果の点につきましては、今後においても引き続き町内経済の動向を注視しながら、地元業者への発注機会の確保に努めて、確保に向けて意を配してまいりたいと考えておりますが、前段申し上げたように町としての任務分担と、個人の財産である住宅への支援に対する行政としての公平性をどう図っていくのかという視点も重要であると考えており、町独自の補助制度については現状予定はしておりませんので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、町有施設における設備導入にあたっての考えにつきましては、教育長よりお答えをさせていただきますが、基本的な考えといたしましては、国の長・中期的な方針が明確に示されることが前提となりますが、本町が取り組める可能性があれば、太陽光に限ら

ず再生可能エネルギーの導入について、今後も積極的に検討してまいりたいと考えております。

ただし、実際の導入にあたってはメンテナンスに対する技術・コストそして補修の体制についても、慎重な検討が必要となりますこともご理解を願いたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き、改築する標茶小学校への太陽光発電設備導入の考えについてのご質問にお答えいたします。

現在、改築を進めている標茶小学校への太陽光発電設備導入についてのご質問ですが、校舎設計の段階で、施設の暖房方式の一つとして自然エネルギーの活用についての検討をした経過がございます。その中で太陽光発電設備については、屋上全面にパネルを設置した場合、概算9,000万円の設備費で、年60万円程度の発電の試算結果となったものであります。

太陽光発電をはじめ、風力発電、地熱利用、ペレットなどの、その仕組み、地域性、環境性、経済性と建物構造からの適応性等で総合的な判断により重油温水暖房方式を採用したところであります。

また現在、町内の学校施設の耐震化を進めており、その中で国の進めている「スクール・ニューディール」構想による、21年度補正予算分の安全・安心な学校づくり交付金制度活用による、塘路小中学校耐震化とあわせ、太陽光発電の導入予定をしているところであります。

今後、学校施設整備における太陽光発電の導入については、国のエネルギー政策と環境問題対策等を注視しながら、町側と協議し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 今、町長、教育長それぞれ答弁いただきました。

今の中で、個人的な部分の支援ということもありますし、任務分担を適切にというような話がありましたが、その辺を突き詰めていくと、私のほうも町長も多分任務分担を適切という部分が非常にあいまいになってくるんだというふうに思いますが、一言だけ再質問、町長のほうについて一言だけなると思うのですが、これもご存知のとおり来年4月から、ここでいえば北電になるかと思いますが、太陽光発電の余剰を買い取り部分については、全世帯に料金を上乘せしてくると。月50円か100円程度と。そんなようなこともありますことと、それからこれはもう自然とかかってくるという部分もありますし、それから経済的という部分をかなりウエイト的に、環境問題も当然ですけども、経済的にというウエイトを考えていただければ、これも先日新聞等に出ておりましたが、住宅メーカーが、独自のパネルなんでしょうか、それとも、それもそうですし、安くセットして進出してこようとそういうようなことも出ておりました。それはここ一年の中の新築の住宅というのは7

割までが電化住宅であるというふうにもものっかっておりました。そういうような観点から、繰り返しますがそれぞれの任務の適切という部分と、その辺のもう少し突っ込んだご答弁と、それからそれぞれ我々が負担していかなければならないそういう部分で、我々住民の受益もそうですし、町内業者の建築をしていく部分について絶対とっていいか、それくらい町内業者の方に仕事をとってもらおうと、そういうような考え方から金額的なことは別ですけれども、そういう観点から更にどう考えているかお伺いしたいなと思ってます。

ちなみに額をどれくらいということは、今まだ考えていないということですので、当然それに触れるわけにはいきませんが、ちなみに遠軽の場合ですと、30万円のモニターのほうについては50件、システム設置のほうについては20件ということで2,900万円組んでおります。6月の時点ではまだ10件程度ということだったのですが、ちょっと2,900万円うちにあてはめたらかなり件数も多いですし、ですから当然それはそういう積算にならないと思いますが、実際遠軽だけみて私も2,900万円すごく大き過ぎるなというぐらいに思ったのですが、長くなりましたけれども、そういう観点から更に突っ込んだご答弁をいただければというふうに思ってます。

それからこれは教育長になるのか町長になるのか両方になるのかもしませんが、かなり設置等に検討されたということなのですが、もうちょっと検討された部分の、電力といった場合60万円だということですけども、設置された部分の検討された数字等についてももう少し詳しくお伺いしたいなと思ってます。

それで今、先に言った部分については、実際かなり設置費かかりますので、私は難しい部分あるかなというふうに思ったものですが、ある部分では俗にいう広告塔っていいですか、標茶は町でもしも発電のやつをやった場合に、広告塔という意味合いでかなり予想よりも発電力が上回ったというようなことになれば、当然回収、一般家庭でいえばだいたい20年くらいかかるというのですが、その回収年が早まるというふうなデータになれば、もっと地球規模的な環境問題に貢献もするでしょうし、町民の住宅建設等についても弾みになるのではないかとというふうに思います。これも多少余談になりますが、相当前、もう30年くらい前になるのでしょうか、常呂町で当時はソーラーということで、太陽熱の協同の浴場がありまして、私、実はちょっと入りに行ったことがありますけれども、多分それも常呂町としての、今は北見になっているのでしょうか、常呂町としての広告塔という部分があったかと思しますので、そういう意味合いも含めて更にどう考えていくかお伺いしたいなと思ってます。

それから、町長言われた部分で地球温暖化防止推進会議は、報告書をみても6月15日に開かれております。町の総合計画の中にも地球温暖化対策実行計画書をつくるんだというふうなこともありますので、町としては推進していくという考え方だというふうに思いますので、今極端に言えば二つなのですが、そのことについて再度お伺いします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思えます。

いわゆる国と町の任務分担の私どもが考えておりますのは、この問題は地球環境全体の問題とそれから資源を含めた安全保障上の問題であり、国が明確に方向性を示して計画等を作成し推進すべきものというのが基本的な考え方であります。ご案内のように政権が交代をいたしまして、新しい政権の中ではつい最近温室ガスの25%減90年比という数字を出しております。この具体的な中身というのもまだ全然明示をされていないなかで、温室ガスの25%減のなかに一つ的手段として太陽光発電というのがあって、私どもはこの資源小国であるわが国が、やはり今後も安全保障上の観点から再生可能なエネルギーについて、出来るだけ取り組んでいくということに関しては私はそのとおりでと思いますし、私どもが出来ることについては国が明示された方向にそって、町で出来ることについてはやっていきたいということ。

ただ、町独自に個人の財産である住宅の改修については支援する考えはないのかというご質問でありましたので、それについては現在考えておりませんというお答えを申し上げたわけでございます。

それと太陽光発電につきましても、結局太陽光発電の優位性を国が決めたわけですが、買取価格を決めたのですけども、これにつきましてもいろいろな考え方がありまして、結局広く電気代に上乗せをするということが、果たして国民にとって公平なのかという議論もあるわけでございます。実際に設備をつけるのはどういう家庭であり電気代をすべて負担するのはどなたかということ考えたときに、電力会社が負担するのではなく、国民が広く電気代でもって負担するということについては、いろいろなご議論があろうかと思えます。

それとやはり再生可能エネルギー、それからCO₂の削減等々を考えた場合に太陽光発電だけでなく、本町においてはバイオガスというのも非常に広く貯存しておりまして、こういったことも含めて私どもは考えていかなければいけないと思いますし、多分一番緊急の課題としては、原子力に対して国がどういう方針を出すのかという、これが非常に大きな問題ではないのかなと思っております。そういったことも踏まえて今後国としてどういった方針が出され、計画を出された上で私どもがどういったことが出来るのかということ考えてまいりたいと、そういう意味での任務分担ということで申し上げましたので、ご理解を賜りたいと思います。

それから町内業者へのということでもありますけども、先ほどの答弁と重複をいたしますけども、いわゆる太陽光発電に対する国が推進をしていくことに関しては、私どももその政策の上において推進をしてまいりたいと思っておりますけども、ただその町独自の支援の入り口として、町内業者だけに限るということが果たして町民の広く理解を得られるのかということも私どもは考えていかなきゃいけない。そういった意味で今日的な中では、国が明確な方針を出していないくて、確かに道内では町独自に推進をするところありますけども、現時点においては町独自の施策というのは考えられないということで、ご答弁をさせていただきますのでご理解を賜りたいと思います。

それから学校のことに關しては教育長からの答弁があろうかと思ひますけれども、やはり先ほどの答弁で私申し上げましたように、現時点において太陽光発電の技術がどの程度であるのかというのも、明確にはやはり示されていない訳でありまして、耐久性の問題であるとか、確かに導入にあたってはそれは補助時は国からの支援はありますけれども、従来の考え方でいきますとこのメンテに關してはいいますと、自分たちの負担になるわけでありまして、その大きさ、それからやはりリスク管理等々も考えながら判断をしなければいけないということで、今回の太陽光発電については一応断念をしたという経過であります。詳細については教育長のほうからお答えをしたいと思ひますけれども、そういうことであるので、私どもとしては、いわゆる地球環境のために私ども何が出来るかと、非常に大きな問題であります。確かにこういった施策もありますけれども、私は基本的には一番大事なのは自分たちのライフスタイル、消費のスタイルをどう考えていくのかということだと思います。二酸化炭素の削減についていうと一番大事なのは今までの大量生産、大量消費、大量廃棄というライフスタイルを見直すことが一番大事だということは、私は機会あることに申し上げておりますので、そういったこともご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

検討した結果でございますが、基本的にいいますと費用対効果の面で現状ではかなり厳しいということですね。ということは何かというと、現状で発電能力がまだかなり低いということもあります。ということはかなり設備的にはですね高いというものになります。それとやはり先ほど町長の答弁もありましたけれども、まだ設備的に大量生産の段階になっていないということもありますから、そのパネル等がかなり高いというものになるということですね。だから先ほど最初に答弁しましたけれども、例えば100キロワットの設備をする場合、9,000万円ほどかかるということで、例えば国が2分の1補助された場合、4,500万円ほどだということになりますけれども、4,500万円が持ち出しということになります。標茶小学校でいいますと、だいたい年間400万円ほどの電気料金なのですけれども、これ一般持ち出し分考えますとやっぱり11年程の金額となりますから、先ほど申しましたように費用対効果の面からいきますと、かなり厳しいものがあるということで、それで重油ボイラーのほうの暖房を選択したということでありまして、当面は一部学校に採用しようという考え方もありますけれども、教材的な環境問題等の、そういった教材的なものにするということでの設置ということで、代替エネルギーというような考え方では今のところちょっと難しいかなというふうに考えています。

ただ、標茶小学校の暖房につきましては、例えば将来先ほど内容等がクリアされれば、エネルギー転換といいますか、暖房の方式も、例えば太陽光発電の電気で購入方式も対応できるという、そういうものの考え方の暖房機の設置をしているということですのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） だいぶ理解したつもりなのですが、一点だけお伺いしたいなというふうに思います。

個人の財産の支援という部分で私もちょっと実際に質問する段階で考えたわけですが、先ほど言いました遠軽の部分についても金額的に多いというふうに思っていたのですが、ただ質問の趣旨にありますように、町内業者の育成、町内の経済効果ですね、そういう部分を私今、実際、題に大きく考えたのですが、額的にいくとすごく小さいのですが、実際個人の財産じゃなくて備品になるかもしれませんが、ごみ等の減量化に対する支援というのもしております。当然あくまでもこれはそのものを促進していくというお題目の上に、町独自の政策展開をされているのだというふうに理解しておりますので、その点を考えれば何がしかの考えというものを、今後立てられてもいいのではないかとというふうに私質問聞きながら思っていたところでもありますので、それに関連しながら地球温暖化対策等の計画を策定を目指すというようなこともありますし、それから一つ覚えですが遠軽の場合はジオパークという単独の課を設けて、先ほど町長言われたように、そのものだけじゃなくて、地熱も含めそれから酪農の方のバイオですか、そういうものを含めてそれぞれ検討されているところもあります。そんな意味でその推進にあたって今後どのような担当等の推進にあたられる考えであるのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思いますけども、本町はもうずっと以前から資源エネルギーに対して調査もしておりますし、ゼロ円ミッションという思想のもとにごみ減量化等々、それからやはり湿原の上流部というこの地理的な状況の中で、環境に対して私どもが取り組めるところは私は先駆的に取り組んできた、そのように自負をしております。これから先、どうしていくのかということに関しましては、先ほど議員からもございましたように、いわゆる相対的な地球環境をどういう形でCO₂を削減していくのかという目標でありますので、そうするとやはり我々が過去取り組んできた中から今日的な状況の中で可能となるもの、国との政策の一体性が図られるものについて、国の指導に基づいて私どもが連携をしていって、それを広く町民の方々にお知らせをしていくというのは、それは当然であります。そのことは別に担当課が何処であるとかという発想ではなくて、いわゆる地域づくり住民の暮らしを私どもすべての課が担当しているわけでありまして、そのすべての部分において私は推進していくことが必要だと思います。先ほど言いましたように、私は一番大事なのはごみの問題だと。消費スタイルの問題だと思っておりますので、そのことについては全町で取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、4番・伊藤君の一般質問を終了します。

続いて、11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（発言席） はじめに民間住宅リフォームへの助成制度について伺います。

一つは、耐震化やバリアフリーなどに限定しない民間住宅へのリフォーム助成制度の創設で、安心・安全な住まいの確保とともに住民への生活支援、さらには不況に苦しむ地元建設業者の仕事創出も目的とした地域経済循環と福祉向上を結び付けた施策が今、必要と考えますが町長のお考えを伺います。

次に、すでに標茶町では、「高齢者等住宅改造費の助成に関する規則」があり、また、介護保険を使用しての住宅のバリアフリー化の制度もあり、福祉の向上に活用されています。これらは必要かつ大切な制度であると認識していますが、住民にとって極めて限られた条件の助成制度でもあります。民間住宅へのリフォーム助成制度は、高齢化が進む中で生活の自立を促進し、快適に日常生活をできるだけ長く持続させる点でも、また、介護予防を進めていくためにも、この条件の外にいる住民に対しても有効な制度になると考えますが町長の所見を伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の住宅リフォーム助成制度の拡充で住民の生活支援と地域経済活性化を図るべきという質問にお答えをいたします。

一点目の耐震化やバリアフリーなどに限定しない民間住宅への助成制度の創設についてでございますが、ご案内のとおり、現在国が実施しておりますリフォームに関する支援制度は、耐震、バリアフリー、省エネという目的に対して、減税制度、補助制度、融資制度による支援となっております。これらの国の支援策につきましては、リフォームという幅広い工種の中で、持ち家に助成することの妥当性と個人資産への行政の介入がどこまで許容されるのかといった点も視野に入れた中での支援策であろうかと存じます。

町といたしましても、国の補助制度と連携した中でのリフォーム支援をこれまで同様に行うことで考えており、現時点でグレードアップ等も含むおおくりでのリフォームに対して、幅広く民間住宅リフォーム全般に、町単独助成制度を創設することにつきましては困難と考えておりますが、これからの国の動向と情報に注視していきたいと思っておりますし、現状の国と町による支援制度の中で、各民間業者の方々がリフォームの営業にさらに努力されることを期待しております。

二点目の介護予防を進めるための住宅改造費の助成についてであります。本町の「高齢者等住宅改造費の助成に関する規則」は、高齢者や障害者が、在宅での日常生活に必要な住宅改造費用を助成しているもので、住宅改造に要した費用のうち身体障害者福祉法及び介護保険法による給付がある場合には、その限度額を控除した額を助成対象とし、所得に応じた助成率を乗じた額を助成しているものであります。

昨年度までの実績では、平成18年度は住宅3件、舗装1件、平成19年度は住宅1件となっておりますが、介護保険による居宅介護住宅改修費では、平成18年度は15件、160万円、平成19年度は25件、310万円、平成20年度は30件、300万円と、利用が増加している状況で、今年度からは改造費の支払いを直接工事業者に支払う代理請求により、利用者の経済的負担を軽減する措置を始めたところであります。

お尋ねの、介護予防を進めるための住宅改造費の助成についてであります。高齢者の場合、加齢による生活状況の変化があることや、介護認定による再度の住宅改造が必要になることもあり、介護予防を進めるための住宅改造費の助成につきましては、前段でお答えしておりますとおり、国の補助制度と連携した中でのリフォーム支援を行っていることから、「高齢者等住宅改造費の助成に関する規則」の助成条件を拡大し、介護予防を進めるための住宅改造費助成につきましては、困難と考えておりますが、今後、国の高齢者対策や経済対策の動向に注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） この住宅リフォーム助成制度なのですが、町単独で個人の資産に係わるようなことについて、行政の介入という問題もあつたりということで当面困難であるというお答えだったと思うのですが。全国全道的には以外に進んでいるのですね、この助成制度というのは。全道では、高齢者向けや耐震化等に限定しない、先ほど私が言った民間住宅の改修に対する補助制度を設けているのは、今年度苫前町が4月からスタートしたのですが、今年の6月現在で岩見沢とか鹿追とか、全道の市町村でこれを導入しているところは16市町村というふうに私は記憶しています。

その目的ですが、苫前町の役場に電話してFAXで条例を送ってもらったのですが、こういうふう書いてあります。「この条例は住宅の改修工事に係わる費用の一部を助成することにより、住宅の改修を促進し、快適で良質な住環境の整備及び定住の促進、並びに町内産業の振興及び雇用の安定を図ることを目的とする。」海に面した町でありますからかなり中心市街地から離れた町なので、と言ったら失礼になるのですが、ここで言っているのはおそらく後段の定住の促進と町内産業の進行と雇用の安定、これを目指しているということですね。だから、単純に個人の資産に対して、町がいわゆる行政が介入するというだけではなくて、それを乗り越えた形でこちらのほうを取ったのだというふうに思うのです。岩見沢も他の町村を見てもほぼ同じような内容ですが、去年まで三年間これを行って非常に効果が良いということで、今年からまた三年間延長した市もあります。

私は、より良い住環境の構築はもとよりのことなんですが、地域経済の発展、さらには定住促進に一過性の施策ではなくて、地域経済循環型のこのような施策が、今求められているのではないかなというように考えるんですよ。それでこの施策についての町長の評価、こういう内容のものについての町長はどういうふうに地域経済循環型という考え方をお持ちしているのか、この点について再度伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 全国、全道それぞれの町村でそれぞれの支援策、施策を組み立てられていることに関しては、それぞれの事情があろうと思いますし、町民なり市民、住民のみなさんが選択した結果であって、それはそれなりに私は非常に素晴らしいものだとそ

のように考えております。

しかしながら私は、個人的な発想ですけれどもリフォームに関していうと、自分がどれだけ快適な環境に住みたいかということに関していうと、本来的には俗に言いますと自分の稼ぎとある程度相談しながらやっているのがほとんどの方ではないのかと。もっと快適な環境に住みたいけれどもその手当てが出来ない場合は、ある程度の我慢というのは当然している。それと持ち家だけに住まわれているわけではないわけでございます。住民の方々の大半は、私は正確な数字はとらえておりませんが、おおむね持ち家に住まわれている方というのは6割くらいではないのかなと思います。そのほかの方々についてはどうなのかということも、それが町の町独自の施策についてどうするかということに関していうと、本当に町民の皆様方全体に、多くの皆様から支援を得られるかどうかについては、私は疑問ではないのかということで現在そのことについては検討をしていないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 個人の資産、財産について、リフォームに限定しておっしゃいましたけれども、自分の収入と相談して行うということはこれはもう当然のことで、私もそれは否定することではないですね。そういうことではなくて、先程私、苫前町の例を出しまして、おそらくリフォームの問題よりも、むしろ定住の促進や町内産業の振興に焦点をあわせた施策ではないかなと、これは私が勝手に思ったことなんですけれども、地域循環型の地域経済の問題、それから本当に建設業界が今きびしい実態にある。先程リフォームをしていただくために建設業界はもっと努力すべきではないかというお話もありましたけれども、循環型の地域経済や今ピンチに陥っている建設業界をさらに立て直すと、それがまた町民の生活を潤すことになるという循環型のこういう考え方については、今までも町長は幾つかの施策の中でそれを述べられていましたけれども、このリフォーム助成制度について、その地域循環型の経済政策とからめた考え方についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先程の太陽光発電の時にも私は基本的な考え方を申しておりますけれども、個人の住宅に関していいますと、その町の独自の施策の対象を町内業者だけに限定するということが果たして公平性が保てるかということになったときには、それはかなり慎重な検討が必要ではないのかなと思っております。町内業者の経済的な動向については、これまでも十分に注視をしておりますし、出来るだけの発注機会の、過去については私ども町として出来ることは精一杯の努力をさせていただいております。その考えは今後とも変わりません。

ただし、個人の住宅のリフォームに対する町独自の姿勢を町内業者だけに限定するということが、果たしてそれが多くの町民から支持をいただけるかどうかということに関していうと、私はやはり今早急に、はい、そうですかという話にはならないのではないのか

と思っております。これは、太陽光発電についても同じことでありまして、国としていわゆる経済対策としてそういった施策を出した場合に、リフォームに対する支援策を出した場合に、それを出来るだけ町内業者に還元していくということは当然やっていかなければいけない。

ただその時に、このリフォームの助成制度についていっても、これは町内業者に限るとしてはどのくらいあるのかということ、私もちょっと詳細には把握していませんけれども、そういった問題もあるということで、現時点においてはそれを町独自の施策として創設することについては、予定をしていないということでございますので、これから先、新しい政権がこういった施策を出していくのか、そこら辺も踏まえながら町内経済については最優先で考えていかなければならないということは私も考えておりますので、そこをご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） おそらくリフォームする時に、どの業者に頼むかは選択の自由があるだろうと、町民の中にもね。だから、そういう点では町内業者だけに限定するのはいかなものかということなんだと思うんですね。僕は、この助成制度というのは、額は少なくともこれを呼び水として、そして町内の建設業界のそういう仕事作りといいますか、そういうことにつながるのではないかとということで、そういう発想でこういう施策はどうなのかということを行ったわけですが、この問題については、少し町長と考え方の開きがあるように思うので、また改めて調べなおしていきたいと思うのですが、もう一つの点で、一問一答ですからもう一つの点についても伺いたいのですが、これは私の経験則ですが、介護が必要になってから、リフォームをしていくと、バリアフリーにしていくということは、結構、町としてもやっておられて、そういう点では効果が上がっていると思うのですが。自分のことでないですよ。私が見て回った経験則では、すれすれの状態の人たち、高齢化が進んで、まだ介護度の認定にまで至ってないけれども、そういう人たちが家の中で、あるいは家の出入りで、より活発に生活活動を行っていく点で、事前に介護制度や町の高齢化の住宅の条例にそぐわなくても、それ以外でも高齢化を予防する、介護を予防するという点でも、住宅改造について一定の支援策があってもいいのではないかと、私、考えたのですが、この点についてはいかなものですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 社会的な弱者、高齢者、障害者等々に対する公的な支援のあり方については、国のほうもそれを進めておりますし、本町においてもこれにつきましては、多くの町民の理解をいただいているという判断のもとに、これまでも国より上回る形での支援策というものを私どもは規則の中で制定しております。

また、ホープ計画等々で新しい住宅の指導についてもこういった情報等は提供してございまして、こういったことでやっているということで私は現時点においては、私は新たにこの施策を拡大してくださいという町民からの要望はないという判断をしておりますので

現時点においては、考えていないということでございます。

ただ、これから先にどのように変わっていくのかということは当然あるわけでありまして、先ほどから何度も申し上げてますように、国がどういった方向性に向かうのかということは、非常に大事なことでありまして、それを見すえた上で町独自として町民のみなさんの多くの理解を得ながら、どういった施策を組み立てていくのか、そのことを私どもは考えていかなければいけないとそのように考えておりますので、未来永劫これ以上の支援をしないということではありませぬので、ご理解を賜りたいと思います。

また、先程の話でちょっとご理解をいただきたいのですが、私は町内業者だけに限った施策というのが、やはり多くの町民の理解を得られないのではないのかと申し上げましたけれども、現実問題として、いわゆるここ何年間かの住宅の発注状況等々を、建築確認申請の数字等を見ますと、町外業者のほうが圧倒的に多いというのが実態でございまして、そういった実態を踏まえると町内業者に限定しての町独自の支援策ということが、町民の理解を得られないのではないのかということを申し上げたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 最後の問題は、私は全面的に支援ということではなくて、そのことを呼び水にした場合に、先ほど伊藤議員も言ったけど、ゴミの支援をやったら、それに参入する人たちが増えたということと同じで、そうではないのかなというふうに考えたものですから。実態は分かります。私も分かります、それは。そうだろうなというふうには思っています。それでいいのかというのは、いろいろ考えの違いはあると思いますけれども。

次の質問に移りたいと思います。

新型インフルエンザ対策の問題です。

役場からいくつか、2回目でしょうか、こういうビラが用意されて、非常に親切にこういう場合どうするのかというようなことが書かれてあります。これを見てから、というか質問を用意してから、私は役場の中にある手の消毒薬を必ず出入りに使うようになりました。態度が変わったのですね。

その新型インフルエンザについての予防、対処法等の広報ビラについては、これはこれでいいかなあというふうに思っていました。さまざまな取り組みが町としても行われているというふうに思います。

そこで、現在標茶町での感染状況について、これは町民のなかでもさまざま取り上げられているので、「どうなっているのだろうね」という話なので、まず伺いたいというふうに思います。

また、これらの状況について町民や医療、介護関係者への適切な情報提供の体制が、この一方通行だけでなく、どのようになっているかということ、まず伺いたいというふうに思います。

次に、重症患者が出た時の町立病院の体制はどのようになっているでしょうか。ベッ

ド数等の受け入れ体制の見通しはあるでしょうか。また他の医療機関との連携はとられているでしょうか。伺います。

三点目に、予防ワクチンの供給が遅れていると聞いていますけれども、予防ワクチンの供給量の状況について伺います。今後の見通しを含めてですね。また、町民の合意形成の下でのワクチン接種の優先順位についても、お考えを伺いたいというふうに思います。

さらに感染拡大を防ぐため、ワクチン接種の費用は原則公費負担とすべきではないかというふうに考えるのですがいかがでしょうか。なかでも医療従事者、介護従事者、社会福祉や障害者施設で働く人たち、学校関係者などは特に政策的配慮が必要と考えますがいかがですか。

大流行が予測される性質上、予防や治療にかかる医療費の負担軽減をすべきと考えますがいかがですか。特に重症化の危険がある18歳以下の子ども、持病を持つ高齢者を含め基礎疾患を持つ人などについては、負担軽減について配慮すべきと考えますがいかがですか。

厚生労働省から、新型インフルエンザ感染拡大を防ぐために自治体の要請で臨時休業した介護・障がい者・保育施設などの休業補償に「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用する通知が出されていきました。最近私、分かってその文章を手に入れて読んだのですが、6月4日の文書で出されています。遅きに失したわけですが、社会福祉施設や介護施設のマスクや消毒液などの経費、保育施設や学童保育、児童デイサービスの休止にともなう保育料・利用料なども対象になるようですが、これらの公費負担を行うべきと考えますがいかがですか。この点については、もうご承知だと思いますが釧路市では、最近の釧路新聞の一面にその問題についても触れてのっかっています。

学校、学童保育所、児童館、図書館など子どもの集まる施設等や催し等についての取り組みを特段に配慮して行う必要があると考えますが、今までの取り組みと今後の考え方について伺います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「適切な新型インフルエンザ対策で住民の健康安全を」について、お答えをいたします。

はじめに、本町での新型インフルエンザの感染状況であります。厚生労働省が全数把握から集団感染監視に切替えた7月24日以降の簡易検査による新型インフルエンザ疑似患者は、8月24日、修学旅行中の兵庫県の高校生1名と、9月2日本町在住の40代女性及び9月12日標茶小学校5年生の3名となっております。

兵庫県の高校生につきましては、町立病院でタミフルを投与し、自宅療養を勧めたところ、翌日地元へ帰るとのことであったため、宿泊地の役場に連絡し、その対応を依頼するとともに、町内の滞在中における関係者にその旨連絡したところであります。

また、本町在住の40代女性につきましては、タミフルを投与し、自宅療養の指示を行

い、直ちに新型インフルエンザ対策会議を開催し、濃厚接触者や事業者での対応や釧路管内での集団感染が広がっていることから、改めて予防対策の周知を行ったところであり、標茶小学校5年生については現在自宅療養をしているところであります。

二点目にお尋ねの、重症患者が出た時の町立病院の体制についてのご質問ですが、重症患者は入院治療が必要であり、非感染者入院患者への感染を防止するため、個室での診療体制を取って参りますし、ベッド数の受入態勢の見通しについては、感染者が増加し個室が満杯になった場合は、感染拡大防止のため、一般病室に感染患者を集合させるなどの態勢を構築していくと共に、二次医療提供が必要な患者につきましては、通常の医療連携のもと、釧路市内医療機関への患者紹介を行ってまいります。

三点目の予防ワクチンの供給量であります。9月8日開催された都道府県・政令指定都市の新型インフルエンザ対策担当課長会議で、新型インフルエンザワクチン接種の基本的考え方が示され、国内産ワクチンについては、平成22年3月までに1,800万人分が出荷可能とされ、一定量のワクチンについては輸入する方針であることが厚生労働省から示されております。

また、ワクチン接種の優先順位につきましては、新型インフルエンザによる「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保すること」を目的とすることから、優先接種対象者に確実に接種するため、国が直接関与する方針が示されており、本町の裁量で優先順位を決定することは、困難であるものと考えております。

四点目のワクチン接種費用の公費負担についてであります。国では低所得者に対する公費による負担軽減策を検討しているとの報道もあり、その動向を注視してまいりたいと考えております。

また、医療従事者、介護従事者、社会福祉施設や障害者施設勤務者及び学校関係者へのワクチン接種費用の政策的配慮であります。ワクチン接種費用につきましては、季節性インフルエンザに対するワクチン接種と同様に考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新型インフルエンザの治療にかかる医療費の負担軽減であります。新型インフルエンザの治療につきましては、季節性インフルエンザと大差がないことや外来での診療がタミフル5日分投与する標準的な医療費の自己負担額が2,500円程度であることや、18歳未満の児童や持病を持つ高齢者などにつきましては、乳幼児医療給付での負担軽減措置や70歳以上の高齢者につきましても所得により自己負担額軽減措置が行われておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

六点目の介護・障害者・保育施設などでの新型インフルエンザの感染防止対策費用や保育施設、学童保育、児童デイサービスの休止に伴う「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」による公費負担であります。「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」による新型インフルエンザ対策に係る地方単独事業につきましては、議員ご指摘のとおり、社会福祉施設等におけるマスク、消毒液などの経費や保育施設、学童保育の休止に伴う保育料、

利用料の支援が対象となる旨の厚生労働省からの事務連絡が6月9日にありましたが、提出期限が6月30日となっており、計画提出後の変更は認められないなど、本町での新型インフルエンザの感染の予測がつかないこともあり、活用は見送ったところであります。

新型インフルエンザの感染防止対策につきましては、手洗い、うがい、マスクの着用など基本的に通常の風邪や季節性インフルエンザと同じであり、各社会福祉施設においても対処すべきものと考えているところであります。

また、保育施設、学童保育の休止につきましては、都道府県等の要請に基づく休止と設置者の判断による休止がありますが、学校や保育施設等の休止も国内発生時の一週間程度から、管内の最近の状況では4日程度に短縮されており、保育施設、学童保育の休止に伴う保育料等の取扱に関しましては、日割り計算などの公費負担は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

七点目の学童保育所、児童館での感染予防につきましては、手洗いの励行のほか消毒液を設置しているところであります。

なお、学童保育所、児童館での行事等につきましては、感染状況などにより、学童保育所につきましては運営する父母会とも連携を図り、適切に判断してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続きまして「学校、図書館等でのインフルエンザ対策について」のご質問にお答えいたします。

学校においては、これまで感染予防のための基本として、手洗い・うがいの励行を行っておりますし、また消毒用エタノール液を各学校及び図書館をはじめとした社会教育施設へ設置し対応しているところであります。

また、感染拡大を防ぐ観点から、保護者の協力、連携が重要かつ不可欠であり、学校だより、保健だよりを通し、日常からの家庭での「うがい・手洗い・十分な休養、睡眠等」に努めていただいております。インフルエンザ様症状が出た場合には、早期に医師への受診、マスクの着用等の協力をお願いしているところであります。

また、学校での同一集団、同一学級、部活動単位で7日以内でのインフルエンザ様症状で2名以上の欠席者が出た場合、学校では関係機関と早期連携しながら学級・学年閉鎖、臨時休校等による対応をすることとしております。

また、今後の学校行事、社会教育行事等については、感染状況により、「実施する・しない」などの判断を学校長、または主催者と連携を図りながら適切な判断がなされるよう対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） いくつか確認したいのですが、1,800万人分のワクチンの話は新聞報道等で私も認識していますが、標茶町にはどのくらい来て、いつごろから接種可能に

なるのかということはいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先程もお答えいたしました9月8日の厚生労働省の説明の中では、現時点においては詳細については明示されておりませんのでご理解ください。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 大方の予想も分からないのですか。

9月末から10月頭にかけて大流行の兆しといわれているので、そこを見ながら会議の中では、まったくいつ、どのくらいというのは分かりませんということだったのですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 新型インフルエンザの予測を正確に予測することは非常に困難でありまして、厚生労働省のいわゆる全国を集めての担当者の会議ということになりますと、ここでいわゆる発言したということは、非常に正しい状況に基づきですね正しい分析に基づいてされなければいけないということで、国の方も明確な数字や時期等については明示されておりません。ただ、新聞報道等々によりまして、いわゆる流行の時期というのがある程度報道されておりますけれども、私どもが取得している情報についてもその域を超えないものであることをご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 違う点ですが、ちょっと確かめたいのですが、先程医療、社会福祉等について、マスク等あるいは消毒薬等の支給を行ったというふうにご答弁なさいましたか。ちょっとその辺正確に僕。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先程の答弁の中で、いわゆる町有施設ということは限定しなかったと思いますけども、私が答弁したのは町有施設ということでございます。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 私ここで質問したのは、そういう非常に弱い人たち、体の弱い人々を対象にした仕事をしている人たちですね、その人たちに、従事している職員やそういう事業所あるいは職場に対してもそういう手立てを講じるべきではないかというふうに質問したのですよね。その考えはいかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先程お答えしましたように、国内で生産される新型インフルエンザワクチンが、1,800万人程度と、いわゆる国のほうは発表した、それについては可能だと。ほかの一定量のワクチンについては輸入するという計画は、国のほうからも示されております。そうしますと、その中でどういった、優先順位等々についてもですね示されてくるとは思いますけども、現状私どものほうに示されている優先順位の範囲の中では、国が、法に基づく予防接種ではないけれども、国がいわゆるワクチン接種を行う医療機関と直接に契約といいますか、委託の形で指示するということになっておりまして、町が独自にこ

の方たちを優先的にということにはならないということで指示されておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） すみません。質問の仕方が悪かったと思うのですが、私が言ったのはワクチンのことではなくて、マスクとか予防用の薬品とか、そういったものの支給のことを聞いたのです。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

今回の新型インフルエンザ対策に対するいわゆる町としての考え方につきましては、何度も広報等でお示しをして、チラシ等も入れておりますけども、私どもは従来の季節型インフルエンザとそれほど差異はないということで、従来のインフルエンザなり、ほかのウイルス性疾患に対する予防対策と同じに進めているということは、私どものほうでお願いをしているわけでございますので、ぜひ、町民の方たちもそういった理解のもとに進めていただく。一番基本的に自分がかからない、かけたら広げないということはこれは原則だと思ひまして、これは何も新型インフルエンザに限ったことではなくて、従来から私どもが進めていることでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） その点なんですけども、私もそういうふうに思っていましたし、比較的軽いというふうに思っていましたけども、でも、免疫がないということで5人に一人はあっという間にかかっていくのだと、流行が始まったら、というようなことを言ってます。昨日もテレビを僕ちょっとみていたのですが、非常に重症患者が若い人でも増え始めていると話でした。それで、そういう点では、従来の季節型インフルエンザの取り組みに準じてだけでは、結構きびしいのではないかとというふうに最近思うようになって来たのですが、その辺の認識はいかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

新型のインフルエンザで、ウイルスであります。ウイルスは変化していくわけでありまして、これにつきましては専門家であってもなかなか予測が出来ないというのは当たり前でありまして、私どもとしては、国から明示されました正確な情報に基づいて、それ以上の憶測や推測等で町民に対して余計な混乱を起こすということが、これが一番やはり私はまずいことではないのかと思っておりますので、私どもとしては国から示された情報等を正確に的確にお示しをして、町民のみなさん方に従来と同様の最低限の予防策をお願いをしているということでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 何か私の情報源が正確でないかのような印象を受けたのですが、それは分かりました。そういうことで今対応をしているということですね。

次に地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これが間に合わなかったということは私も分かっています。そのことは。だけれども、臨時交付金には間に合わなかったけども、あれがポンと降って沸いたように入ってきたおかげで、浮いた財政があるのではないかと。それから年度当初の地方交付金よりも、今回決定した額はかなり増えています。そういうことを考えれば、こういう費用を生み出すということは可能ではないかというふうに私は思うのですけどもそれはいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

臨時交付金があるから対策をすとか、ないからしないとかいうことではなくて、必要なものについては私どもは取り組んでおります。ただ、この交付金については、そういった経過の中で締め切りまでに私どもの判断が出来なかったので、申請をしなかったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

町有施設等について私どもがどういった対策といたしますか、たとえばいろんな備品等についてどういった対策をこれまでにやってきているかについては、当然議員もご承知のように、いわゆる新型インフルエンザが発生した後に市場流通の問題等々もありまして、必ずしも私どもが確保したいと思っているものが確保しているわけではありませんけども、これまでの間私どもとしては、出来るだけの努力をさせていただいております。詳細につきましては、もしあれば担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 町有施設、特に役場中心にしまして、不特定多数人間が出入りする施設等につきましては、手洗いのためのエタノールの消毒液を配布、設置しております。設置したあとの補充の消毒液等も、前段町長から申し上げましたとおり、入りにくい部分ございましたが、現在になりましてかなり国内での生産が増産されているというようなこともありまして、現在のところ配布したところについての補充等も含めて、薬品の手配については、十分とは言いませんけども最低必要限のものについては、手に入るようになってきております。

それから、町の子供たちがおります保育所、学童保育所等についても、消毒用のエタノール噴霧器についてはすべて配置をして、予防に当たっているところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

（笑う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員の質問の中で、答弁漏れがあったかと思っておりますけども、保育料の減免についてのお尋ねにつきましては、これは私申し上げましたのは、現時点での新型インフルエンザに特化した対策というのは、現時点、考えていないということでありまして、過去に事例があったかどうか分かりませんが、いわゆるいろんな疾病等によりまして、長期間に渡ってある程度の休園等を余儀なくされた場合については、いろいろ

な措置というのはこれまでもやってきていると思いますし、やってこれるようになっております。

したがって、このインフルエンザがこれから先どういった形になっていくのかということについていうと、私ども予測はつきませんし、またこの新型インフルエンザと今言われているものだけで終わるものかどうかということも分かりませんし、これは未来永劫どういったウイルスが媒介とした病気が出てくるか分かりませんので、それはそのときの判断ということになるかと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 質問の根底には、ワクチン接種や通院費用負担のことを考えて、これを手控えるような状況が起きては大変なことになるのではないかとということをごく考えて、町ぐるみでこれを防ぐことが今必要でないかという発想から、こういう質問をしたのですよ。だから保育料の日割り計算やほかのことでもそうですが、結構厳しい、これで町が休みにするという、これで働いているお父さんやお母さん方がかなり厳しい状況になれば、それは極めて悪い循環をもたらしていくということも考えたものですから。町長言われるように、どのようにこれからこれが変化していくか分からないというのは、私もそうなんです。そのことは、そう押えた上での質問なのですが、そういうふうな経済的な状況で、ワクチン接種や通院を控えるような事態にならないように、是非取り組んでいただきたいということが一つ。

それから、確かに町としてもこういう啓蒙宣伝活動やっています。出来ればもっと立体的な、本当に町民の声が届くような、そういう立体的な取り組みを、是非今後やって頂きたいなど。町内会の取り組みにするとか、事業所に全部声を掛けているのかとか、あるいはそういう機関に声を掛けているのかという、そういうことを含めて町の中で、今日私が質問して得た答弁の内容が、本当に町民の皆さんが熟知されるようなことを、早急に作っていきなというふうに思いました。

これで質問終わるのですが、最後に質問に対して何かあれば受けて終わりたいと思っております。

（笑う声あり）

○11番（深見 迪君） なければ終わります。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

（何か言う声あり）

○町長（池田裕二君） 最初の答弁の時に申しましたが、この新型インフルエンザの対策につきましては、国のほうが今ワクチンの予防接種につきまして、これが法によるかどうかということはまだ決定していないのです。しかしながら明示されている中では、結局国が直接実施する病院と契約をして、誰々にいつ何本打ったかということまで報告をさせるということになっておまして、現時点においては低所得者に対する負担軽減措置のあり方というのは、今後検討するということになっております。そういった動向等も踏まえ

て、それとワクチンのいわゆる、どういうんですか、配布する権利というのが国のほうがこれは一方的に決まっているものでございますので、私どもの方で、どうこうしろああこうしろというのは出来ない。これはやはり一町村の問題ではなくて、国としての基本的な考え方というのが、私は明示されることが一番大事だと思いますので、それを踏まえた上で、出来るだけ速やかに町民の皆さん方の安全安心な生活のために、町として何が出来るかと、そういったことに取り組んでまいりたいと、そのように考えております。それから広報等につきましては、当然これからも機会を見つけて、町民の皆さん方に広く周知するように努力してまいりたいとそのように考えております。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君）（発言席） 先に通告しております質問を説明いたします。

今年の天候は異常で、7月の1カ月では晴れた日が数日しか数えることなく、大雨の日が多かったわけであります。心配されるのは、酪農経営の牛、乳牛、肉牛に及ぼす影響が考えられます。畜舎内、パドック等が乾かない事による疫病の発生はどのようになっているのかをお尋ねします。

町長は、家畜自衛防疫連絡協議会の会長だと存じてますが、今後の対策についてお尋ねしたいと存じます。

本町には、今年になって和牛が町外から数多く移入しております。和牛の防疫は、どうなっているかについてもお伺いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・黒沼議員の長雨による酪農・畜産の影響と家畜疫病体制についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、今年の夏はアメダスデータによれば、平年に比して6・7・8月と雨が多く、平年比で140%を越えております。日照時間についても特に5月末から6月末にかけて少なく、気温も7・8月と低温が続き特異な気象経過をたどりました。

気温の上昇とともに発生リスクが高まる牛サルモネラ症につきましては、低温傾向が幸いしたのか8月までは発生が見られず、9月になってから1件の発生を見ているところです。また、その他の伝染病も発生が無く夏期間は平穏に過ぎたところです。

しかし、一方で、乳房炎は例年に比べ多発傾向にあることが報告されており、今後の

乳質、乳量の維持への悪影響を懸念しているところであります。

自衛防疫連絡協議会といたしましては、サルモネラ症などの疫病に対し、環境衛生に対する広報や町内発生情報の発信を行い、酪農畜産農家の自衛防疫意識向上を図りつつ、発生の場合には、関係機関の緊密な連携により、畜主の経済的、精神的ダメージを最小限に止められるよう今後とも努力してまいりたいと考えているところであります。同様に乳房炎や脚の故障など環境に起因する疾病等についても、関係機関との連携を密にしながら、飼養管理の徹底を呼びかけてまいりたいと考えています。また、不順な天候により収穫した粗飼料の品質についても懸念されていることから、今後、今年産の飼料へ切り替えてからの乳質乳量の変化に、関係機関ともども細心の注意喚起を行い、必要に応じた対策を検討してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、町外から移入される和牛の防疫についてお答えをいたします。

町外から移入される和牛については、主に和牛振興会などからの情報をJAが取りまとめ、自衛防疫連絡協議会としての取組に当たっているところであります。

具体的には、道外からの導入牛につきましては、北海道の衛生対策によりヨーネ病の全頭検査が行われておりますし、和牛振興会の要望を受け、自防協独自対策として、道外導入牛、道内からの導入牛ともに家畜衛生保健所のご協力をいただき、畜主の経済的負担軽減を図りながら、牛白血病と牛ウィルス性下痢粘膜症の検査を行っております。

また、検査体制の確立だけでなく、乳牛、和牛を問わず、導入時は隔離飼養を行い健康状態の確認を行うよう周知しながら、伝染病の未然防止に取り組んでおりますのでご理解賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） ただいまの詳しく自衛防疫の動きについてもご説明がいただけて、サルモネラが発生していないというのは本当に大変いいことですし、これから秋にかけてこの地方は晴天になって温度がかなり上がる時期もありますから、なお一層の予防をやるように指導をされてほしいと思っています。

一つ心配なのは、和牛の安愚楽牧場が沼幌に飼養基地を建設中のございまして、それに伴って町内に十勝地方とか北見地方から、和牛がはらみの状態でドンとトラックで50頭、100頭ぐらいの単位で入ってくるわけです。酪農家の牛はほとんど馬についても家畜共済がほとんど掌握しておりますから、それなりの防疫態勢というのはなっているというふうに思いますけれども、この大きな今事業が起こりつつあるこの安愚楽牧場の和牛のその防疫は、私は和牛振興会に全部入っているのかなあ、ちょっとその辺が分からないのでその辺と、その牛については、例えば移動する際に家畜車がきれいに消毒されているとか、やはり何ていうのか獣医さんたちの目にも触れるような、そういうような防疫がなされているのかどうか、ちょっとその点質問して私の質問はそれで終わります。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 安愚楽牧場の関係につきましては、私の方からお答えいたしたいと思います。

今議員から質問のありました件ですけれども、まず安愚楽牧場の関係の方と、これまでも何度か情報交換等を行っておりまして、家畜の防疫体制についても意見交換等を行っております。その中で、町外から持ってきた段階の防疫関係、それから衛生管理体制、その辺については逐一細かい情報はまだ頂いておりませんが、総体的にお聞きしているのは、安愚楽牧場としての肉の販売等もあることから、当然最低限行わなければいけない家畜防疫等については、十分配慮しているというお話を伺っております。

また、沼幌に設置されました牧場の中にも、独自で獣医師を雇用して最善の手を打つ手はずを整えているということでもあります。

それから、委託農家の牛に対する検査体制なのですが、こちらについては町内の農家と同様ですね、町の自防協のプログラムに乗っ取って行っていくということでご回答いただいております。

また、その際の要員等については農協組合員以外の飼養農家が多いということで、人力的な部分については安愚楽牧場の社員の方のご協力もいただきながら、円滑にやっていきたいということで回答をもらっていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、2番・黒沼君の一般質問を終了いたします。

続いて、15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（発言席） 通告に従いまして質問いたしたいと思います。

本町における地域雇用創造推進事業の取り組みについてであります。このたびの国政選挙におきまして、国策が変化しようとしておりますが、雇用、福祉、医療、教育などにつきましては、一層中央行政として、重要政策として特徴を出していかなきゃならないと思っているところでございます。とりわけ雇用につきましては、地域によりさまざまでございますが、私も今年度第一回に情勢につきましてお聞きいたしました。今回は視点を改めて質問をいたしたいと思っておりますので、建設的なご答弁を望むところでございます。

まず、改正雇用対策法が施行されまして、地方自治体にも雇用政策を実施する努力義務が課せられ、またハローワークが国の機関となるなど、従来の雇用行政が国に一元化される一方で、国の権限に属さない雇用政策を地域の実情に応じて、広く地方公共団体が実施するように改めたものであり、内容はそれぞれ地方自治体が裁量によって雇用政策を行うことができることは既に周知されております。

本町におきましては早くから独自の雇用政策を実施され、また本年度は地域活性化・生活対策臨時交付金、さらには経済危機対策臨時交付金を活用した雇用対策事業が予算化され、一定の雇用効果を上げていると認識しております。

地域雇用対策は言うまでもなく、まさに地域にあった事業を実施していくことが住民にマッチした重要な政策であると思うところですが、地域雇用創造推進事業は効果の高い事業を地域にその事業を委託する、いわゆるパッケージ的な事業概要としまして、補助率

100%の事業の中で雇用拡大、例えば主に専門的人材の誘致活動ですとか、人材育成につきましては地域内の講師等による研修ですとか、就職を促進につきましては主に求人情報の収集等を主体としたメニューとなっております。

本町としても厳しい雇用状況と少子高齢化並びに人口減少化におきまして、さらに地域の特徴を活用した振興と雇用の創出に積極的に推進していく事と推察致しますが、この地域雇用創造推進事業についてどのように捉えておられるのか。また、道内市町村で取り組んでいる状況について併せて伺いたいと思います。

また、この事業を今後の雇用政策として取り組むべきと思いますが見解を伺いたいと思います。

以上、三点ほどにつきまして質問といたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の本町における地域雇用創造推進事業の取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のとおり、近年の雇用環境は極めて厳しく、釧路管内につきましても、7月の有効求人倍率は0.29と全国、全道を下回る状況となっております。

本町といたしましては、このような情勢を深く認識し、これまでも各種事業の確保や、地域にあった独自施策をもって雇用環境の向上に意を配してまいりましたし、国の施策として打ち出された臨時交付金においても積極的な活用を図り、また、緊急雇用創出推進事業におきましても、釧路、根室管内の町村では高い水準での採択を受けるなど、積極的な取り組みを行ってきたところであります。

地域雇用創造推進事業につきましては、平成19年度に創設され、ご指摘のとおり、雇用機会の創出に向けた意欲が高い地域に支援を重点化し、効率的に促進することとしており、市町村及び経済団体等で構成される「地域雇用創造協議会」に対し、雇用拡大、人材育成、就職促進に係る事業を委託するものであります。

まず、この事業について、どのように捉えているか、また、道内の取組状況はどうかのお尋ねであります。町といたしましては、雇用機会の創出に対し取り組む一つの手段として考えておりますが、事業メニューは講習会、研修、相談、情報提供が主体となっており、前段の具体的組み立てがあって活用出来る事業と考えております。

道内の取り組みにつきましては、東川町、帯広市、函館市の3自治体が採択されておりますが、その内容を見ましても全て事業主や求職者向けのセミナーや説明会、相談や情報収集となっております。

次に、本町としてもこの事業に取り組むべきではないかのお尋ねであります。前段申し上げましたとおり、雇用機会の創出に対する一つの手段として捉えておりますが、この採択を受けるためには、町と経済団体等による「地域雇用創造協議会」を設立後、事業構想、地域雇用創造計画等を作成し、国、道からの同意を得たうえで、有識者からなる「事業構想選抜・評価委員会」の審査を経てコンテスト方式より構想を選抜されてはじ

て、国が委託することとなっており、具体的なかつ詳細な計画が求められています。

したがって、今後、町内における雇用の状況を注視し、経済団体等とも十分協議しながら、中・長期の展望を持ち、具体的雇用の場を確保しつつ、商品の開発、地場産品の販路開拓等のより具体的な動きや取り組みを考慮し、また、支援する中で、この制度がより有効な手段として活用できるかを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） ご答弁いただきまして、地域雇用のまさにパッケージ事業というのは、どちらかというソフト事業に近い、例えば人材育成につきましてもそうですし、また雇用拡大の面につきましても講師等呼んでのそういったものがメニューになっております。

ただ、私はその中で特に前段でも質問いたしました、その三つのメニューの中で特に就職促進メニューというのは、どういう形で促進していくというのが地域の課題ではないかな。例えば、従来はハローワーク等々に行って、それを求職等々の活動してきたと。しかし一方では、自治体としてもせっかく緩和されつつあるこの状況を、どう踏まえていくかということが大変大事になってくるのではないかと。この辺難しいですが、一步踏み入れていかないと、中央行政の中の雇用というのはなかなか見出していけないような気がいたします。ですからそういう面では行政と地域として、いま少し、例えば標茶にあった雇用体制というのはどうあるべきか、促進にはどうあるべきか、これは先ほど町長がおっしゃられた中・長期的な経済団体と協議していく中で、この辺の課題をきちっと住民に分かるようにしていくということが、一番大事なことだと思っております。その辺につきましても、例えばこのパッケージ事業というのは、まさにソフトの中で雇用拡大のメニューにつきましても人材育成のメニューにつきましても、なかなか協議会をつくってそしてコンテスト方式これは分かるのですが、この就職促進についてはいち早く取り組んでもこの中としては地域に反映していくのではないかと、その辺のこと踏み込んでいくべきだと私は思っているのですが、これは前回でもちょっと質問した記憶がございます。それにつきまして、突っ込んだお答えをいただければと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

この地域雇用創造推進事業に関わらず私は従前から一番大事なものは、仕事をどうやって創出するかだと。その具体的な仕事は、こういった仕事が町内において創造出来るということになれば、このソフト事業についても活用方法というのは考えられるわけでございます。

ただ、議員が先ほど指摘になりましたように、政権が交代をいたしましていわゆるこれから先の雇用といいますか企業のあり方等々については、こういった施策がいわゆる国

として提案されてくるのかについては、まだまだ詳細は私どもは把握しておりませんが、何らかの変化を期待しての今回の選挙結果だと思いますので、そこら辺については私どもも今後の展開に大いに期待しているところであります。

それと、従前から私ずっと申し上げてますけども、やはり本町においても、いわゆるこの私どもの財産を何とか商品化する手立てがないのか。その中で雇用というものが創出できるのではないのかという提案を繰り返してきておりますけども、そこら辺についても今後とも関係機関と協議をしながら、より具体的な推進策について取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 政策的なことですので、どのような国の政策が変化していくのか、これは冒頭私も申しました。

地域にとっては、地域クラブ的に皆さん地方によっては、非常に特徴のあるところも出してきておりますし、ただ、町長先ほど、本町の商品開発等々ふれながら経済団体と協議をしていく、どの程度視野に入れながら雇用と結び付けていくのかなど。例えば立ち上げる場合におきましても、目標とされるのは国の政策によって打ち出すのか。自らですね積極的にそういった経済団体と協議しながら、例えば中・長期的な計画をするのか。それと商品開発ですか、それとどういうふうに考えているのか、もしこの機会でございますので、聞かせていただければ、この機会お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

本町が誇っておりますいわゆる酪農というものが、本当に現在のような形の原材料の供給だけでいいのかということにつきましては、町民の多くの皆様から別な形の要望があります。それにつきましては私は、生産者の皆様方がこれから先、消費者をどう意識していくのかという意識転換が一番大事なことであり、それに基づいて消費者が何を望むかについて、生産者の方達が自らどういった行動を起こすのか。それに対して行政が何を支援出来るのか。そのことが一番大事であろうと、そのように考えておまして、機会あるごとにそのことについては、関係機関の方々にお話をしております。

それと、やはりこれから先に本町が考えなきゃいけないのは、やはり町外、道外、国外からの観光ということも当然視野に入れなければいけないと思いますし、そこら辺については基幹産業であります酪農、農業とどうやって結べていくのか。そこについてはいろいろな考え方があろうかと思っておりますし、そういったことも含めて、皆さん方の広くお知恵を拝見しながら、何とか町外の方たちに商品として認識していただけるような取り組みを具体化させてまいりたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 細部につきましては、政策的にどう国のほうで打ち出してくるか、これによって、またいろいろなことをお聞きする機会があろうと思います。いずれに

いたしましても、雇用という問題につきましては、これから冬期に向かう形では、単独ではいろいろ打ち出しております。しかし同時に長期的に考えるということになれば、そういう国の政策をはっきりと見極めた段階で、是非、中・長期的な協議会等を立ち上げて作成していただけるようお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎議案第44号ないし議案第46号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議案第44号・議案第45号・議案第46号を一括議題といたします。

議題3案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第44号・議案第45号及び議案第46号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案3案につきましては、規約変更となる要因が町村合併による同一要件であることから、一括の説明とさせていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合の、それぞれの組織団体であります上湧別町と湧別町が、本年10月5日に合併し新たに湧別町となることから、組織変更に伴う各団体の規約変更が必要となりましたのでご提案するものであります。

また上湧別町と湧別町が、組合の構成団体であります両湧別町学校給食組合が解散し脱退することから、合わせて規約変更が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものであります。

以下、内容について説明をいたします。

議案第44号、北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年32地第175号指令許可）を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次ページにまいります。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように改正するものです。

変更内容は上湧別町と湧別町の合併によるものでございます。

別表網走支庁管内の項中「上湧別町 湧別町」を削り、「大空町」の次に「湧別町」を加え、同表（網走）の項中「両湧別町学校給食組合」を削るものであります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項

の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第45号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年地方第722号指令許可）を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次ページにまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改正するものです。

別表第1中「紋別郡上湧別町」及び「紋別郡湧別町」を削り、「紋別郡雄武町」の次に「紋別郡湧別町」を加え、「両湧別町学校給食組合」を削るものです。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第46号です。北海道市町村総合事務組合格約の変更について

北海道市町村総合事務組合格約（平成7年市町村第1973号指令）を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次ページにまいります。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約

北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように改正するものです。

別表第1（第2条関係）網走支庁の項中「網走支庁（26）」を「網走支庁（24）」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加えるものであります。

次に共同処理に係る団体の変更であります。

別表第2（第3条関係）第9項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」及び「、両湧別町学校給食組合」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加え、第10項の共同処理する団体欄中「、上湧別町、湧別町」を削り、「、遠軽町」の次に「、湧別町」を加えるものであります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、議案第44号・議案第45号及び議案第46号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第44号から行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、議案第46号の質疑を終わります。

以上で、議題3案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、議題3案を一括して採決いたします。

議題3案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号・議案第45号・議案第46号は原案可決されました。

◎議案第47号

○議長(鈴木裕美君) 日程第7。議案第47号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第47号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年度過疎債要望申請事業に係る標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更でございます。

当計画につきましては、平成17年度から21年度までの想定事業が記載されておりますが、本年度新たに広域無線LAN整備事業を実施することから、計画事業に追加するものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第47号、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第6項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するというものであります。

次ページであります、3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

（3）計画（平成17年度～平成21年度）の表中

表につきましては、左から右に事業名、事業内容、事業主体になってます。

（2）農道、過疎基幹農道整備事業東阿歴内地区、道を、（2）農道、過疎基幹農道整備事業東阿歴内地区、道、（5）電気通信施設等情報化施設、広域無線LAN整備事業、町に変更するというものであります。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は原案可決されました。

◎議案第48号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議案第48号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第48号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について平成21年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものであります。

本年度の被表彰者は、在住功労74名、善行表彰個人1名、勤続表彰8名の方々を11月3日の文化の日に表彰しようとするものであります。

なお、8月26日開催の標茶町表彰審査会において、審査をいただいておりますことをご

報告申し上げます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第48号、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

平成21年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めます。

次ページにまいります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者

最初に、1、功労表彰（ア）在住功労。地区名、氏名、年令、事績の順に読み上げます。

常盤、石田君子さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与されたものであります。

以下、事績については同一につき省略をさせていただきます。

常盤、伊藤尚子さん、70歳、同じく小関キミエさん、74歳、同じく小松孝義さん、74歳、同じく羽田光雄さん、75歳、川上、笹野恵美子さん、70歳、開運、稲村八重子さん、70歳、同じく臼井ヤイ子さん、70歳、同じく佐々木豊子さん、72歳、同じく澁谷六男さん、70歳、同じく竹林恵子さん、71歳。

次ページにまいります。

開運、廣瀬きみ子さん、70歳、同じく見浪和歌子さん、76歳、同じく森輝美さん、76歳、同じく森和子さん、82歳、旭、橋本勝子さん、72歳、富士、真野實さん、73歳、桜、磯田永藏さん、70歳、同じく伊藤芙沙子さん、73歳、同じく井上ヤスさん、76歳、同じく大窪勝さん、70歳、同じく大越光男さん、74歳、同じく落合勲さん、70歳、同じく鈴木勝義さん、70歳。

次ページにまいります。

桜、只野利恵子さん、70歳、同じく三上嗣夫さん、74歳、同じく山林三郎さん、72歳、平和、熊谷光・さん、70歳、同じく田中三郎さん、76歳、田中フミ子さん、75歳、中川ハルさん、70歳、羽石仁郎さん、77歳、同じく山・武さん、74歳、麻生、小野瀬雅子さん、72歳、ルルラン、賀東正明さん、70歳、栄、樋口定子さん、70歳、上多和、大宮レウ子さん、72歳。

次ページにまいります。

上多和、小玉幸さん、70歳、同じく、和田恒さん、70歳、同じく和田祐子さん、72歳、オソベツ、木田純雄さん、70歳、同じく木村そよ子さん、73歳、磯分内、石黒健治さん、70歳、同じく佐々木民平さん、78歳、同じく・橋清子さん、71歳、同じく千葉春雄さん、73歳、同じく長島ミヨエさん、72歳、同じく林キヨさん、86歳、同じく常陸二三子さん、70歳、同じく古山カツ子さん、70歳。

次ページにまいります。

磯分内、星哲次郎さん、71歳、塘路、菊地洋子さん、74歳、久著呂、中根一雄さん、

70歳、同じく柳田一朗さん、70歳、虹別、伊井貴美子さん、70歳、同じく池田實さん、70歳、同じく伊藤宗勝さん、70歳、同じく・橋要さん、70歳、同じく・橋シゲ子さん、75歳、同じく・原巖さん、70歳、同じく手塚節子さん、70歳、同じく富田一男さん、70歳、同じく平野運雄さん、70歳。

次ページにまいります。

虹別、廣木正弘さん、70歳、同じく藤野晴雄さん、70歳、茶安別、伊・良子さん、70歳、同じく、加藤正一さん、71歳、同じく村岡タミさん、70歳、同じく山本利光さん、70歳、阿歴内、伊藤豊さん、70歳、同じく遠藤春子さん、72歳、同じく小原京子さん、73歳、同じく原田かつ子さん、70歳、やすらぎ園高氏一男さん、91歳。

以上、74名でございます。

次ページにまいります。

続きまして、2 善行表彰です。

札幌市、竹鼻伸嘉さん、71歳、公共のため、貴重な土地を寄附されたものでございます。続きまして、3 勤続表彰。久著呂、佐藤国芳さん、50歳、消防団員として20年以上在職された。

以下、事績については省略をさせていただきます。

富士、畠山雅之さん、45歳、桜、山林幹雄さん、47歳、同じく小野寺一史さん、45歳、旭、小山内政二さん、45歳、塘路、野田雄一さん、41歳。常盤、高野順二さん69歳、統計調査員として25年以上在職されたものであります。塘路、谷口弘さん、75歳、塘路振興会役員として20年以上在職されたものであります。

以上、83名の方々を表彰しようとするものであります。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 異論あるわけでないですけど、一点ちょっと善行表彰の関係ですけども、施行規則では、お金に関しては法人300万円、団体、個人50万円というふうになっているのですが、この土地の関係についてはそういう明確な決まりがないので、今回の場合、差し支えなければお知らせ願いたいなど。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 今回、個人の善行表彰でございます。土地の価格に換算しまして、50万円以上の200万円相当の金額ということになってございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は原案可決されました。

◎議案第49号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。議案第49号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君）（登壇） 議案第49号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、国の平成20年度地域活性生活対策臨時交付金により、安全安心な交通空間確保を目的に、平成5年導入の沼幌線で利用している走行距離数が、72万2,000キロに達した老朽化が進んでいる現車両の更新用として導入を図るものであります。

本車両の特徴は、高齢者等の乗り降り時の負担軽減を図るため、乗降口が6センチ降下できる車高調整機能付となっています。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第49号、車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得車両の名称及び数量 中型バス（41人乗）1台です。乗客用の固定席につきましては33席、同じく乗客用の補助席については7席となっております。

2 規格及び形式 M-II BDG-RR7JJB

3 取得価格 1,724万4,070円

4 取得の相手方 川上郡標茶町開運1丁目36番地1 木下自工株式会社代表取締役 木下裕幸

なお、入札につきましては説明資料にもございますけども、8月12日町内業者5社にて執行いたしました。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） ただいまの説明で、車両の取得については別に異論はないのですが、ただこの説明資料の中で、皆さんご承知だと思うのですが、予定価格と契約金額が同じといたしますか、1,700万円の金額で10円単位まで同じというのは。確かに見積もり合わせがあるから、こういうことが起こる可能性はあるのだと思うのですが。例えば、この後に出てきますいろんな工事請け負い等も含めてね、事前公表と形は違うのですが契約金額とそれから予定金額とは多少差がありますね。あまりこういうのはちょっと今まで記憶がないので、その辺をちょっとありうるのかどうか説明をお願いします。

○議長（鈴木裕美君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 今の提案の内容についての部分にだけ限定して、お答えをしたいと思います。

基本的には議員ご指摘のとおり、予定価格といわゆる仮契約金額イコールになってます。

その入札の結果でございますけども、基本的には私どもの入札のルールに従いまして、2回までの入札といたしてございますけども、私どもの予定価格に2回まで達しなかったということがまず入札の執行内容でございます。従いまして、最低入札価格者の方と参加業者の方々の承諾を得て随意契約に持ち込み、私どもの予定価格で契約をしたというところが、今回の提案の内容の契約金額となつてございますので、ご理解を賜ればと思います。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） ということは、ほかの参加業者名5社ありますけども、それもあわせて協議したということですか。

（何かいう声あり）

○議長（鈴木裕美君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） あわせて、ちょっと質問の意を私自身十分理解されないで答弁しようとしているんですけども、もし答弁内容に落度があればまた答弁したいと思いますけども、基本的には入札結果については、同一価格帯のところもありましたけど、基本的には先ほど言ったとおり、今回契約された方が一番の低価格入札者ということでありまして。ですから、数万円単位あるいは十万円単位ぐらいです。2番、3番の方々が執行でいたということで、一番の低入札の価格を入れていただいた業者の方と、協議で随意契約に持ち込んだということでありまして。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 最終的には随意契約ということなんですね。契約方法としては、それは、いいです。後でやります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） ちょっとですね、理解が出来ない部分をちょっと聞いておきますけども、今、課長の説明だと2回入札を行われたと。それで落ちなかったのが随契にしましたということなんですが、この入札ばかりでなくてその方法とれば全部公表価格で今度契約ができるという考え方にもなるんでないですか。どうなんですか。そしたら、見積もり合わせだとか入札だとかという、基本的な原点はどこにあるのかなとこう疑問が生じてくるのですが。ただ、最低入札の価格が予定価格の中で決まっているというのであればいいんですけども、こうやって公表されているわけですから。予定価格が。予定価格が公表されていないんですか。これ。予定価格があって最低のが決まっているんですか。その辺がどうなんですか。最低価格は決めておいて、2回やっておいてあわなかったと、こういうことですか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 基本的な形の部分をご説明をしてご理解を賜りたいと思いますけども、先ほど管理課長からご説明いたしましたように、基本的には予定価格を設定して入札を実行いたします。

今、議員からご指摘のとおり、予定価格を公表している場合としていない場合がございいます。今回の場合はしていない場合ですから、それで一応入札を実施すると。その場合に5社がいて、この一番の最低価格落札者というふうに説明しているとおりで、この1社が最低価格と、あとはそれよりも高いと。そしてこの一回目も二回目も予定価格を越して入札があったということでもあります。基本的には私どもの判断で、この指名業者に意図的なもの何かがあると感じた場合には、一応入札は中止をしてしまいます。そして入札指名業者を全部変えるというのが本来の筋であります。しかしながら、当日の入札の段階ではそういう部分については、いわゆる察することが出来ない。いわゆる不正等とか、ちょっと疑念を持つような部分については、考えられないということで二度目も実施すると。その結果、若干予定価格に達しないという場合には、最低業者との随契に入るということを、他の4社について了解を求めて、了解を得た上で最低入札価格者と随契に入るという形をとっております。これはバスの場合だけじゃなくて、契約全般についてそういう手法をとっております。通常は入札予定価格をですね、上回って入札されることは過去にも何度かございました。方法的にはただいま申し上げた方法で再度入札をやると。ただ、他の予定価格を公表をしてない場合にですね、この回数を増やすということが、逆にいうと予定価格のさぐりに入るという問題が出てきますから、これを何度も何度も繰り返すということが出来ないということで、そういった面で一応は内部的には二度までということで、一応制限をして実施をしてあります。問題なのは、あとはそれじゃあそういう予定価格で納める能力がないのだから、もうその指名業者ははずしてもいいのでないかという議論も論理的には成り立つのではあります。業務の内容等とも考慮したときには、地域経済対策等の考慮をすると、これを一概にいわゆる予定価格を常に超えて入札をするよということであれば、いわゆる業者資格としていかなるべきかという議論が出てきてもおかし

くはないのですけども、今回だけでなくその後も含めてそういう議論も起きてくるかもしれないんですけど、今回1件だけでありますから、そういう議論の対象にもなりえないのかなという理解をしているところであります。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案可決されました。

◎議案第50号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議案第50号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君）（登壇） 議案第50号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましても、国の平成20年度地域活性生活対策臨時交付金により、安全安心な交通空間確保を目的に、平成3年導入のオソベツ線で利用している走行距離数が、70万7,000キロに達した老朽化が進んでいる現車両の更新用として導入を図るものであります。

本車両も議案第49号の車両同様、車高調整機能付、これについては5センチ降下となっております。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第50号、車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得車両の名称及び数量 小型バス（29人乗）1台です。乗客用の固定席が22席、同じく乗客用補助席が6席でございます。

2 規格及び形式 スーパーデラックス BDG-RX6JFBA

3 取得価格 1,201万7,958円

4 取得の相手方 川上郡標茶町字虹別原野693番地1 有限会社菊地自動車 代表取締役菊地茂男

これにつきまして、入札は8月12日町内業者5社にて執行いたしました。

以上で、議案第50号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は原案可決されました。

◎議案第51号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。議案第51号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第51号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてでございます。

地方自治法96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容につきまして、資料とあわせてご説明申し上げます。

議案第51号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的は標茶中茶安別線道路改良舗装工事でございます。

資料の方にまいります。

工事概要につきましては、改良舗装工事でございます。延長L=1,100メートル、幅員W=車道幅員4メートル（全幅員で6メートル）でございます。工事場所につきましては標茶町字オモチャリでございます。

契約金額でございますが、消費税を含めまして1億5,907万5,000円でございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。入札執行日は平成21年9月4日でございます。指名業者の状況につきましては、株式会社吉岡組、株式会社住友建設、株式会社北雄組、株式会社丸栄組、新根開発株式会社の5社で入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方ではありますが、予定施工業者名は川上郡標茶町富士2丁目15番地 株式会社吉岡組 代表取締役吉岡正典です。

竣工予定日につきましては平成22年7月30日でございます。

新規・継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格につきましては、税込みで事前公表でございますが、1億7,076万1,500円でございます。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は原案可決されました。

◎議案第52号

○議長（鈴木裕美君） 日程第12。議案第52号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第52号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてでございます。

地方自治法96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について、資料とあわせてご説明申し上げます。

議案第52号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 標茶小学校（校舎）防音事業改築建築主体A工区工事でございます。
資料の方にまいります。

工事概要につきましては、改築校舎鉄筋コンクリート造、RC造になりますが、鉄筋コンクリート造3階建、2,221.65平方メートル、既存校舎の解体、鉄筋コンクリート造3階建4,225.55平方メートル、既存講堂改修、これにつきましては渡り廊下その他でございます。工事場所は常盤9丁目1番地でございます。

契約金額は5億2,185万円でございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。入札執行日は平成21年9月4日です。

指名業者の状況につきましては、赤坂・サトケン特定建設工事共同企業体、星・小山西・カネゼン特定建設工事企業体、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の5社で入札を行いまして1回で落札したものでございます。

契約の相手方であります施行予定業者は、赤坂・サトケン特定建設工事共同企業体代表者 川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地 赤坂建設株式会社 代表取締役赤坂充哉。構成員といたしまして川上郡標茶町旭2丁目8番23号 株式会社サトケン 代表取締役佐藤紀寿です。

竣工予定日につきましては平成24年1月30日でございます。

新規・継続の別は新規でございまして、備考といたしまして、予定価格税込みで事前公表でございます。5億2,704万7,500円でございます。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案可決されました。

◎議案第53号

○議長（鈴木裕美君） 日程第13。議案第53号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第53号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

議案第53号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 標茶小学校（校舎）防音事業改築建築主体B工区工事でございます。資料の方にまいります。

工事概要は、改築校舎鉄筋コンクリート造3階建、2,086.05平方メートル、コンテナ置き場、鉄骨造で平屋建75.31平方メートルです。昇降機設備でございます。

工事場所につきまして常盤9丁目1番地です。

契約金額は3億9,217万5,000円ございまして、契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は平成21年9月4日でございます。

指名業者の状況は、赤坂・サトケン特定建設工事共同企業体、星・小山内・カネゼン特定建設工事共同企業体、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の5社で入札を行いまして1回で落札いたしました。

契約の相手方であります施行予定業者は、星・小山内・カネゼン特定建設工事共同企業体 代表者 川上郡標茶町川上1丁目22番地 有限会社丸ホ星工務店 代表取締役佐藤正。構成員、川上郡標茶町旭1丁目2番9号 有限会社丸豊小山内建設 代表取締役小山内豊。構成員、川上郡標茶町字熊牛原野16線西1番地155 有限会社カネゼン建設 代表取締役佐藤善春でございます。

竣工予定日につきましては平成24年1月30日でございます。

新規・継続の別は新規でございます。

備考として、予定価格税込みです。事前公表で3億9,547万4,500円でございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号は原案可決されました。

◎議案第54号

○議長（鈴木裕美君） 日程第14。議案第54号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第54号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましても、工事請負契約の締結についてでございます。

議案第54号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的は標茶小学校（校舎）防音事業改築附帯空気調和設備工事でございます。

工事概要は、改築校舎鉄筋コンクリート造3階建、4,381.21平方メートルでございます。空気調和、校舎内ダクト、暖房、給油、排気設備でございます。

工事場所は常盤9丁目1番地でございます。

契約金額につきましては1億2,757万5,000円です。

契約の方法は指名競争入札でございます。入札執行日は平成21年9月4日です。

指名業者の状況ですが永昌・服部特定建設工事共同企業体、太平洋・三浦特定建設工事共同企業体、池田・熊谷特定建設工事共同企業体、総合設備株式会社、近藤設備工業株式会社の5社で入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方であります施行予定業者は、永昌・服部特定建設工事共同企業体 代表者 川上郡標茶町平和8丁目23番地 株式会社永昌工業 代表取締役中村裕司。構成員、川上郡標茶町桜9丁目27番地 有限会社服部組 代表取締役服部泰徳です。

竣工予定日は平成24年1月30日です。

新規・継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格、事前公表で税込み1億3,001万1,000円でございます。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は原案可決されました。

◎議案第55号

○議長（鈴木裕美君） 日程第15。議案第55号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第55号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてでございます。

議案第55号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的は標茶小学校（校舎）防音事業改築附帯衛生設備工事でございます。

工事概要は、改築校舎鉄筋コンクリート造3階建の4,381.21平方メートルでございます。屋内外給排水、雨水、給湯、衛生器具、屋内消火栓、消火器、ガス設備でございます。

工事場所は常盤9丁目1番地でございます。

契約金額は5,376万円でございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。入札執行日は平成21年9月4日です。

指名業者の状況ですが永昌・服部特定建設工事共同企業体、太平洋・三浦特定建設工事共同企業体、池田・熊谷特定建設工事共同企業体、総合設備株式会社、近藤設備工業株式会社の5社で入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方であります施行予定業者は、太平洋・三浦特定建設工事共同企業体 代

表者 釧路市春採5丁目16番地17 太平洋設備株式会社 代表取締役小坂典行。構成員、川上郡標茶町桜13丁目1番地 有限会社三浦ポンプ機械店 代表取締役加藤功一です。

竣工予定日は平成24年1月30日です。

新規・継続の別は新規です。

備考として、予定価格、税込み事前公表で5,483万1,000円でございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号は原案可決されました。

◎議案第56号

○議長（鈴木裕美君） 日程第16。議案第56号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第56号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてでございます。

議案第56号、工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的は標茶小学校（校舎）防音事業改築附带電気設備工事でございます。

工事概要につきましては、改築校舎鉄筋コンクリート造3階建の4,381.21平方メートル。動力、電灯、受変電、電話、インターホン、テレビ受診、自火報、構内電線路設備でございます。

工事場所は常盤9丁目1番地でございます。

契約金額は1億1,224万5,000円です。

契約の方法につきましては指名競争入札でございます。入札執行日は平成21年9月4日です。

指名業者の状況ですが、笹野・佐々木・小野関特定建設工事共同企業体、北電工業株式会社、サンエス電気通信株式会社、マツダ電気株式会社、高部電気株式会社の5社で入札を行った結果1回で落札いたしました。

契約の相手方であります施行予定業者は、笹野・ささき・小野関特定建設工事共同企業体 代表者、川上郡標茶町川上3丁目1番地 株式会社笹野電気 代表取締役伊藤正喜。構成員、川上郡標茶町開運7丁目65番地 ささき電設株式会社 代表取締役佐々木守和。構成員、川上郡標茶町字熊牛原野15線西2番地46 株式会社小野関電気商会 代表取締役小林清司です。

竣工予定日は平成24年1月30日です。

新規・継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格、税込み事前公表で1億1,453万4,000円でございます。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） この56号の中でひとつひとつお聞きしようと思ったのですが、たとえばこの大型工事のいろいろ電気土木含めて、かなり長期的に28カ月ですか、相当な工期ということで、つまり学校関係の対応といたしますか、例えば子供たちの日々々の授業だとか、学校関係にとってはいちいち中止するとかそういったきめ細かいことがあって、工期的にやや28カ月になりますね、こういった点はどういうふうに捉えておられますか。

○議長（鈴木裕美君） 教育管理課長・島田君。

○教育管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

標茶小学校の工事につきましては、ご承知のように大型工事でございます。

建てる場所にもよりますけれども、現有のところに併設といたしますか建替えということで大変狭隘な土地の中で、スムーズに子供たちの影響のないような工事工程ということで、実際には24年までかかるわけですが、実際に防衛庁の予算のからみを含めて2年国債の2カ年ずつということで、実際には工期はこのくらいまでということで、なるべく工事の中では子供たちに影響のないような部分で取り進めていくよう、これまで協議をしてきているところでありますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号は原案可決されました。

◎議案第57号

○議長（鈴木裕美君） 日程第17。議案第57号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第57号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町母子保健向上のため施設分娩を奨励する条例の一部改正で、国民健康保険法第58条に基づく出産育児一時金が、国民健康保険保険者に対する国の財政措置により、健康保険法等に基づく出産育児一時金と同額となっていることから、標茶町立病院での施設分娩に対する分娩手当金も、国民健康保険と国保以外の被保険者とも同一金額とし、併せて、多胎分娩についても、出世児一人当りの支給に改正するとともに、児童福祉法第22条の規定につきましては、健康保険法等に基づく出産育児一時金が、標茶町立病院における分娩費用を上回っていることから、削除するものであります。

なお、別記様式につきましては、文言の整理を行うものです。

以下、内容について説明いたします。

議案第57号、標茶町母子保健向上のため施設分娩を奨励する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町母子保健向上のため施設分娩を奨励する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町母子保健向上のため施設分娩を奨励する条例の一部を改正する条例

標茶町母子保健向上のため施設分娩を奨励する条例（昭和45年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（分娩手当金の支給）

第2条 標茶町民が標茶町立病院で分娩したときは、1件につき12,000円（多胎分娩の場合は出世児1人につき12,000円）の分娩手当金を支給する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条第2項関係）

年月日、（請求先）標茶町長、請求者、住所、氏名、印。

分娩手当金請求書。

標茶町母子保健向上のため施設分娩を奨励する条例第3条の規定に基づき、次のとおり分娩手当金を請求します。

次ページへまいりまして、記といたしまして、1、分娩手当金請求額、円、2出生子の数、人、3証明欄（1）子の氏名、（2）分娩の日時、年月日、午前・午後、時、分、（3）分娩の場所、上記のとおり相違ないことを証明します。年月日（病院名）印。

附則といたしまして、（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に分娩した場合の分娩手当金の支給については、なお従前の例による。というものでございます。

以上で、議案第57号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） このいわゆる一時金の施設分娩の関係で、国保の関係で12,000円で社保の関係が6,000円だとかってなっていたわけですから、当然一律にこうやってしてくるというのはよかったなというふうに思います。

それと、今年の10月から、いわゆる繰り上げている出産育児手当が40,000円あるわけです。これが10月から始まるわけですが、といううちの分娩が、今現在38万円になりますから42万円ということになるわけですが、この42万円がこのままいくのであればいいのですが、来年、これ23年でこの4万円切れるわけですよ。そうしますと、この4万円について、今後、これは町長のほうかなと思うのですが、この4万円切れている部分については、どのような考え方に今現在たっているのか。まだその辺の検討はされていないのかどうかを聞いておきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） お尋ねの国の子育て支援に対する4万円の出産手当金につきましては、議員ご指摘のとおり平成23年3月31日までということで、第2回定例会のときに国保の条例を改正させていただきました。

これにつきましては、23年3月31日の期限でございますが、ただ、ご承知のとおり子育

て支援ということに関しましては、政権交代によって、また国の考え方がどのようになるかということもございますので、それらを注視しながら今回のご提案申し上げております。施設分娩の手当金についても、それらの動向をみて、どのようにするかということを検討してまいりたい、というふうには担当のほうでは考えております。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） ただいまの課長の説明で、理解をしていただくと一番助かるのですが、基本的にはただいま指摘あった制度についてスタートさせて、一応は国の制度の問題もありますので時限立法の形をさせてもらってますけど、基本的には今課長から説明した背景の問題もありますし、制度を当初時限立法で設定しているのですが、制度をその時点で閉じることの正当な新たな理由が発生しないと難しい状況にあるんだろうなということで、制度としてはスタートさせていただいてます。ただ、国の制度が時限立法なものですから、そこのところも重要視せざるをえないということで、ご決定ご議決をいただいているというふうに、私どもの方でも理解をいただいております。そういうことで、その時点でしかるべき判断をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時42分

◎会議録署名議員の追加

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま本定例会開会当初に指名いたしました会議録署名議員の9番・末柄君が退席いたしましたので12番・田中敏文君を指名いたします。

◎議案第58号ないし議案第61号

○議長（鈴木裕美君） 日程第18。議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号を一括議題といたします。

議題4案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第58号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年度標茶町一般会計補正予算（第4号）であります。安全安心な学校づくり、情報通信環境の向上と懸案事項に対することを柱に、歳入歳出それぞれ4億9,194万1,000円を追加し、総額を103億8,949万8,000円にしたいというものであります。

歳出の主なものとしたしましては、道路の維持、補修、安全対策で3,400万円、学校パソコン環境整備で1億731万9,000円、学校耐震化関連では6,350万円、無線LANで1億1,600万円、防犯灯のエコ化対策で1,257万円を計上いたしました。

他会計の繰出しにつきましては、病院事業会計補助金で900万円、下水道事業特別会計で432万3,000円がそれぞれ減額。一部事務組合では、北部消防事務組合に189万1,000円の追加となっております。

基金の積立につきましては、学校教育施設整備基金に1億3,000万円などを計上いたしました。

一方歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、更に普通地方交付税2億3,227万3,000円、繰越金1,000万円を充当し収支のバランスを図ったところであります。

なお、繰越明許費として1事業あり、地方債につきましても9,840万円の追加となりましたので補正をおこなったところであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

平成21年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

平成21年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,194万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億8,949万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましてはただいままでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

5ページをお開きください。

第2表 繰越明許費であります。

2款8項、事業名は地域活性化経済危機対策事業であります。金額で7,160万円であります。

中身につきましては、戸籍電算化事業委託金で6,600万円。着手するも事業委託は次年度になるということで困難ということであります。

それともう1件は、環境対応車両購入で560万円。協議が間に合わないということで合わせまして7,160万円でございます。

いずれも年度内執行が困難であることから繰越明許であります。

6ページをお開きください。

地方債補正であります。

起債の目的、1 過疎対策事業では、地域情報通信基盤整備で限度額4,660万円に8,300万円を追加し1億2,960万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以下につきましても同じでありますので省略をさせていただきます。

2 一般公共事業では、農業農村整備で限度額850万円に20万円を追加し870万円とするものであります。

4 公営住宅建設事業につきましては、3,300万円に130万円を追加し3,430万円とするものであります。

5 学校教育施設整備事業につきましては、中学校屋体耐震事業でありまして3,430万円1,390万円を追加して4,820万円とするものであります。

合計で申し上げますが、補正前の限度額6億5,680万円に9,840万円を追加し7億5,520万円とするものであります。

24ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みであります。当該年度中起債見込み額で補正額9,840万円を追加して7億5,520万円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては、補正額9,840万円を追加し、108億9,607万8,000円とするものであります。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第59号、平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は、歳出におきましては標茶終末処理場汚水ポンプに汚水が浸入する現象が出だしたため、故障による施設機能の低下を防ぐため、予防保全を目的に行われる分解整備費の計上及び平成20年度に実施した監視制御設備の更新工事により発生した売払い金のうち、国費相当額を国庫に返納する経費の計上です。

歳入につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業における資本費平準化債の借入額が増加してくるに伴い、財源内訳を変更するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,947万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正でございますが、ただいままで説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額は1億5,430万円に440万円を追加し補正後の限度額を1億5,870万円に。

3. 農業集落排水事業、限度額1,810万円に40万円を追加し補正後の額を1,850万円に。
合計では、補正前の限度額1億9,760万円に対して480万円を追加し2億240万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じでございます。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見

込に関する調書でございますが、合計で申し上げます。

当該年度中増減見込の、当該年度中起債見込額を480万円追加し補正後の額を2億240万円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては480万円を追加し補正後の額は37億7,943万7,000円となります。

以上で、議案第59号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第1号）で、平成20年度老人保健事業の精算に伴う支払基金交付金の返還で、その財源を繰越金で充当するものであります。

それでは補正予算書に基づき、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成21年度標茶町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,623万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明させていただきます。

8 ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開き願います

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第60号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第61号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、保健事業勘定では、平成20年度地域支援事業及び介護給付費の精算に伴う返還金の追加、介護サービス事業勘定では、施設介護サービス利用料の還付金の追加で、その財源は、それぞれ平成20年度繰越金を充当するものであります。

以下、補正予算書に基づき説明いたします。

1 ページをお開き願います。

平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成21年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ842万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,162万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,248万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明させていただきます。

10ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻り願います。

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」、それから「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第61号の説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題4案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号審査特別委員会」を設置し、これに付託のう え、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題4案は、議長を除く15名で構成する「議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。
本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 3時29分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 9番 末柄 薫

署名議員 10番 舘田賢治

署名議員 11番 深見 迪

署名議員 12番 田中敏文

平成21年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成21年9月16日（水曜日） 午後 2時21分開会

- 第 1 議案第58号 平成21年度標茶町一般会計補正予算
議案第59号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第60号 平成21年度標茶町老人保健特別会計補正予算
議案第61号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
(議案第58号・議案第59号・議案第60号・議案第61号審査特別委員会報告)
- 第 2 議案第62号 車両の取得について
- 第 3 議案第63号 車両の取得について
- 第 4 認定第 1号 平成20年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成20年度標茶町老人保健特別会計決算認定について
認定第 5号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について
認定第 6号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 7号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 8号 平成20年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 9号 平成20年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第64号 監査委員の選任について
- 第 7 議案第65号 教育委員会委員の任命について
- 第 8 閉会中継続審査の申し出について（総務委員会）
- 第 9 閉会中継続調査の申し出について（総務委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（産業建設委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第10 議員派遣について

○出席議員（15名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 田 中 進 君 | 2番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 3番 越 善 徹 君 | 4番 伊 藤 淳 一 君 |
| 5番 菊 地 誠 道 君 | 6番 後 藤 勲 君 |

7番 林 博 君
10番 館 田 賢 治 君
12番 田 中 敏 文 君
14番 小 林 浩 君
16番 鈴 木 裕 美 君

8番 小野寺 典 男 君
11番 深 見 迪 君
13番 川 村 多美男 君
15番 平 川 昌 昭 君

○欠席議員（1名）

9番 末 柄 薫 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教育管理課長	島 田 哲 男 君
社会教育課長	中 居 茂 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議事係長	服 部 重 典 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午後 2時21分開会)

◎議案第58号ないし議案第61号

- 議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第58号・議案第59号・議案第60号・議案第61号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議題案に関し、付託いたしました議案第58号・議案第59号・議案第60号・議案第61号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、議題4案を一括採決いたします。

議題4案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題4案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号・議案第59号・議案第60号・議案第61号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議案第62号

○議長（鈴木裕美君） 日程第2。議案第62号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君）（登壇） 議案第62号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国の平成20年度地域活性化生活対策臨時交付金により、安全安心な交通空間確保を目的に、平成6年導入し、スクールバス栄・厚生線で利用している走行距離数が、39万7,000キロメートルに達し老朽化が進んでいる現車両の更新用として導入を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第62号、車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得車両の名称及び数量 小型バス（29人乗）1台。乗客用固定席が22席、同じく乗客用補助席が6席。

2 規格及び形式 コースター BDG-XZB50

3 取得価格 728万3,391円

4 取得の相手方 川上郡標茶町常盤4丁目11番地 釧路トヨタ自動車株式会社標茶店 店長菅野次男

なお、入札についてですけれども、9月11日町内業者6社にて執行いたしました。

以上で、議案第62号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は原案可決されました。

◎議案第63号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。議案第63号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君）（登壇） 議案第63号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましても、先ほどの議案第62号と同様に、平成20年度地域活性化生活対策臨時交付金により、安全安心な交通空間確保を目的に、平成6年に導入いたしました、スクールバス北片無去線でございますけれども、利用している走行距離数が、36万5,000キロに達した老朽化が進んでいます現車両の更新用として導入を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第63号、車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

1 取得車両の名称及び数量 小型バス（29人乗）1台。座席等については先ほどの議案第62号と同様でございます。

2 規格及び形式 シベリアン BDG-EHW41

3 取得価格 724万1,391円

4 取得の相手方 川上郡標茶町常盤3丁目12番地 東部ダイハツ株式会社 代表取締役 筧陽介

入札につきましては、同じく9月11日町内業者6社にて執行いたしました。

以上で、議案第63号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） ごく素朴な質問なんですけれども、同じ29人乗りで片方はトヨタですか、片方はダイハツということで、メーカーが違うのには何か特に理由があるのですか。

○議長（鈴木裕美君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） まずは入札の結果でございますので、私どものほうでは、あえてメーカー指定はしてはございません。

一般的に私ども入札に付する場合に、土木等という設計書と同等のもの、仕様書を作るわけですが、その中では基本的には、これは教育委員会が基本的なベースを仕様するわけですが、現行の車両の更新用ですから、現行車両と同程度という仕様となります。

この辺私ども管理課のほうで執行する際に、再度仕様について見まして、基本的にはこの仕様にあったすべてのメーカーが合致する仕様にいたします。ですから、主にこの車種といたしますか、日本では5社作っております。たまたま今回トヨタと日産ですけれども、そのほかに三菱だったり、あるいはいすゞだったりそういったメーカーも、すべてのメーカーのものが合致するような仕様にしてございますから、後は入札の結果でございますので、それ以上については私どもは、ちょっとお答えのしようがないということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） ということは、特に発注する側では車種は指定していないんですね。29人乗りなら29人、そういう様式があったものであれば何処のメーカーでも一番安いところで入札は落ちると、そういうふうなことです。

○議長（鈴木裕美君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 先ほど言った、まさにご質問のとおりなんでそうなんですけれども、仕様の中で先ほど言ったとおり、すべてのメーカーのものが、いわゆる当然ご商売されている方というのは得意にしている卸し、物品ですと卸問屋ですとかメーカーありますけれども、その部分にいわゆる偏りがしないように私ども仕様してますから、あえてディーラー等の指定は余程の特殊事情がないかぎりはしてないということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号は原案可決されました。

◎認定第1号ないし認定第9号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号を一括議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定9案は、直ちに、議長・監査委員を除く14名で構成する「平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定9案は、議長・監査委員を除く14名で構成する「平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることと、決定いたしました。

◎諮問第2号

○議長(鈴木裕美君) 日程第5。諮問第2号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 諮問第2号の提案趣旨の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦についてでありまして、人権擁護委員の候補者に、次の者を選任したいので、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町開運1丁目23番1、氏名は佐々木豊子、生年月日は昭和12年10月31日でございます。お手元に配布いたしました経歴書の所載については、省略をさせていただきますが、昭和63年より人権擁護委員として永きに渡りご尽力いただいております。引き続きお願いをいたしたく推薦をいたすものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げ、提案趣旨の説明といたします。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案の答申は、「適任と認める。」意見といたしたいと思います。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立全員であります。

よって、本案の答申は「適任と認める」意見とすることに決定いたしました。

◎議案第64号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議案第64号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第64号の提案趣旨の説明を申し上げます。

監査委員の選任についてでありまして、平成21年10月23日をもって任期満了となります。監査委員に次のものを選任したいので、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜11丁目14番地、氏名は田中俊彦、生年月日は昭和22年4月15日でございます。お手元に配布いたしました経歴書の所載については、省略をさせていただきますが、現在、標茶町固定資産評価委員として今日まで町政推進にご尽力いただいております。豊富な経験と知識を有し、人望厚く人格識見ともに適任と考え、ご提案するものであります。

ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案同意されました。

◎議案第65号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。議案第65号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第65号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては教育委員会委員の選任についてでありまして、平成21年10月24日を

もって任期満了となります教育委員会委員に次のものを選任したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

住所は川上郡標茶町字熊牛原野17線西8番地2、氏名は山澤和宏、生年月日は昭和42年1月20日でございます。お手元に配布いたしました経歴書の所載については、省略をさせていただきますが、現在、堅実な酪農経営をされており、地域社会においても幅広い活躍をされており、教育への熱意、識見も高く、公正な人柄には人望も厚く、教育委員として適任と考え、ここに提案するものであります。

ご審議方お願いし、ご同意賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案同意されました。

◎閉会中継続審査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。閉会中継続審査の申し出を議題といたします。

総務委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査と決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

釧路支庁管内町村議会議長会主催の町村議会議員研修会が、平成21年10月30日、釧路町で開催されます。

この研修会に全議員を派遣することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第117条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時40分

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成21年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 2時41分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員番 10番 館田賢治

署名議員番 11番 深見 迪

署名議員番 12番 田中敏文